

# 調査報告書

## 【公表版】

北海道いじめ問題審議会

いじめ調査部会

## はじめに

2020年 月 日に、北海道 振興局管内の高等学校に在籍する 年生の 生徒が、自らの命を断つという悲しい出来事があった。

その翌日には、すでに他生徒から当該生徒への悪口や嫌がらせ、並びに当該生徒の友人グループと別の同級生グループとの間での対人関係上のトラブルを示唆する報告や問い合わせが、関係生徒や教員、当該生徒の保護者や他機関からもなされていた。しかし、結果的に、学校と教育委員会は、これらの出来事について関係する生徒たちに事情を尋ねて、事実を明らかにすることも、彼らに必要な教育的な指導やケアを十分に行うこともしないままに、関係する生徒たちは卒業の日を迎えることとなってしまった。

北海道教育委員会からの諮問を受けた北海道いじめ問題審議会は、この 生徒が亡くなったことを重く受け止め、本事案の調査と検討を進め、その結果について調査報告書として取りまとめ、北海道教育委員会に対して答申を行うものである。

答申に当たって、調査報告書の取りまとめに長期間を要してしまったことについて、申し立てられた当該生徒の保護者をはじめ、調査に協力をいただいたみなさまに心からお詫びを申し上げたい。今回の調査においては、すでに卒業してしまった関係生徒の方々に聴取をすることで、かなりの困難が生じたため、調査が行き届かなかつたところも少なくない。この点についても当該生徒の保護者のご海容に頼らざるを得なかつた。重ねてお詫びをお申し上げたい。

北海道いじめ問題審議会 いじめ調査部会委員一同

# I 「調査部会」の概要と活動状況

## 1 調査部会の設置等

### (1) 事案の概要

北海道■■■■振興局管内における北海道■■■■高等学校第■■■■学年（当時）である当該生徒が自殺を図り、その保護者から学校に、当該生徒の自殺の背景には、いじめがあったのではないかという旨の申立てがあった。

2021年■■■■月■■■■（■■■■）、当該学校は、北海道知事に対して「重大事態発生に係る報告書」を提出した。

### (2) 調査部会の設置

条例第29条第1項において、「教育委員会は、前条の規定による報告を受けたとき、又は道立学校に在籍する児童生徒若しくはその保護者から当該児童生徒に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあるとの申立てがあったときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、北海道いじめ問題審議会に調査を行わせるものとする。」と規定されている。

平成26(2014)年4月30日、条例第29条第1項の規定による重大事態に係る調査審議を速やかに行うため、審議会は、「北海道いじめ問題審議会いじめ調査部会設置要綱」（以下、「設置要綱」という。）を決定し、調査部会を設置した。

### (3) 「調査部会」の目的及び所掌事務

調査部会の所掌事務は、条例第29条第1項の規定による重大事態に係る調査審議を行うことであり、条例第29条第1項において、「北海道いじめ問題審議会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、質問票の使用その他の適切な方法をとるものとする。」と規定されている。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り明確にすることをいう。また、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や北海道教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである（「北海道いじめ防止基本方針（平成30(2018)年2月改定）p. 37～38」）。

### (4) 委員構成

審議会の委員及び特別委員は、条例第39条第1項において、「学識経験を有する者」、「いじめの防止等に関する知見を有する者」、「前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者」のうちから、北海道教育委員会が任命することとなっている。調査部会は、審議会会長が指名する調査部会長、調査部会委員及び特別委員をもって構成し、調査部会の定数は原則6名となっている（設置要綱第3条）。

調査部会長 平野直己（国立大学法人北海道教育大学教授）  
調査部会委員 新川貴紀（北翔大学准教授）  
横山真澄（臨床心理士）  
森朋子（臨床心理士）  
田坂恭子（北海道人権擁護委員連合会人権擁護委員）  
木野村英明（弁護士）

なお、条例第43条において、「審議会は、第29条第1項の規定により重大事態に係る調査審議を行う場合において、委員及び特別委員に当該重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接的関係又は特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないことができる。」と規定されている。このことについては、2021年〇〇月〇〇日（〇〇）、北海道教育庁〇〇教育局教育支援課長（以下、教育支援課長）が、当該生徒の保護者に対して重大事態発生に係る説明を行った際、委員の中に保護者と通じた関係者はいない旨の回答を当該生徒の保護者から得ている。

## 2 「調査部会」の活動状況

### (1) 「調査部会」の開催状況

本事案に係る事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めるため、次の日程で調査部会を開催した。

- ・第1回（令和3年度調査部会（第1回）） 2021年4月8日（木）
- ・第2回（令和3年度調査部会（第2回）） 2021年6月11日（金）
- ・第3回（令和3年度調査部会（第3回）） 2021年6月18日（金）
- ・第4回（令和3年度調査部会（第4回）） 2021年7月9日（金）
- ・第5回（令和3年度調査部会（第5回）） 2021年8月11日（水）
- ・第6回（令和3年度調査部会（第6回）） 2021年10月4日（月）
- ・第7回（令和3年度調査部会（第7回）） 2021年12月13日（月）
- ・第8回（令和3年度調査部会（第8回）） 2022年3月18日（金）
- ・第9回（令和4年度調査部会（第1回）） 2022年4月15日（金）
- ・第10回（令和4年度調査部会（第2回）） 2022年5月16日（月）
- ・第11回（令和4年度調査部会（第3回）） 2022年6月27日（月）
- ・第12回（令和4年度調査部会（第4回）） 2022年7月21日（木）
- ・第13回（令和4年度調査部会（第5回）） 2022年7月22日（金）
- ・第14回（令和4年度調査部会（第6回）） 2022年8月1日（月）
- ・第15回（令和4年度調査部会（第7回）） 2022年8月26日（金）
- ・第16回（令和4年度調査部会（第8回）） 2022年9月1日（木）
- ・第17回（令和4年度調査部会（第9回）） 2022年9月15日（木）
- ・第18回（令和4年度調査部会（第10回）） 2022年9月26日（月）

- ・第19回（令和4年度調査部会（第11回）） 2022年10月7日（金）
- ・第20回（令和4年度調査部会（第12回）） 2022年10月13日（木）
- ・第21回（令和4年度調査部会（第13回）） 2022年10月17日（月）
- ・第22回（令和4年度調査部会（第14回）） 2022年10月24日（月）
- ・第23回（令和4年度調査部会（第15回）） 2022年11月7日（月）
- ・第24回（令和4年度調査部会（第16回）） 2022年11月21日（月）

## （2）調査方法等

- ・本調査の主たる目的は、いじめ防止対策推進法第28条に定められている、同様の事態の発生の防止に資するために、今後、同様の事態において学校がとるべき対応や介入の可能性を検討するものである。個々の調査事案がどのような流れの中で生じ、これに対して学校並びに学校の設置者である北海道教育委員会は、どのような対応をしてきたのかに焦点づけて検討を行う。事実関係を明確にし、道立学校や北海道教育委員会が事実に向き合うことで、本事案と同種の事態の発生防止を図ることを期待して実施する。
- ・さらに、当該生徒の保護者が本件重大事態の調査を要請した契機の1つとして、当該学校が保護者に提出した『自殺背景基本調査結果（報告）』において、加害とされる生徒並びに彼らが所属していたグループとの関係性についての保護者とは異なる認識が記されていたこと、並びに保護者の心情や当該生徒の名誉を傷つけるような当該学校の教員の発言の断片的な内容などが掲載されていたことがあった。保護者は「『自殺背景基本調査結果（報告）』に対する意見書」としてこれらの異議を申し立てていた。当部会では、この意見書での異議申立てについても念頭に入れて、調査と検討を行うこととした。
- ・調査の公平性・中立性を確保するため、本事案に関係する生徒、保護者、教職員等に対する聴き取り調査は、調査部会委員により実施した。

## （3）聴き取り調査の経過

当該生徒の保護者、関係教職員等に対し、次の日程で調査部会委員による聴き取り調査を実施した。

- ・第1回 2021年4月8日（木） 対象者：当該生徒の保護者（父親・母親）
- ・第2回 2021年6月19日（土） 対象者：当該生徒の保護者（父親・母親）
- ・第3回 2021年7月7日（金） 対象者：校長、教頭
- ・第4回 2021年8月16日（月） 対象者：ホームルーム副担任教諭1名
- ・第5回 2021年8月20日（金） 対象者：部活動副顧問教諭1名、学年主任
- ・第6回 2021年8月23日（月） 対象者：ホームルーム担任教諭1名、同副担任教諭1名
- ・第7回 2021年8月24日（火） 対象者：他ホームルーム担任教諭1名
- ・第8回 2021年8月26日（木） 対象者：校長、教頭
- ・第9回 2021年8月30日（月） 対象者：他ホームルーム担任教諭2名
- ・第10回 2021年9月3日（金） 対象者：養護教諭
- ・第11回 2021年9月27日（月） 対象者：学年付き教諭
- ・第12回 2021年10月6日（水） 対象者：道教委職員1名

- ・第13回 2021年10月18日（月） 対象者：校長、教頭
- ・第14回 2021年12月26日（日） 対象者：本事案に関する生徒 ■■■名
- ・第15回 2022年 1月 8日（土） 対象者：本事案に関する生徒 ■■■名
- ・第16回 2022年 1月21日（金） 対象者：道教委職員 1名
- ・第17回 2022年 1月23日（日） 対象者：本事案に関する生徒 ■■■名
- ・第18回 2022年 1月31日（月） 対象者：道教委職員 2名
- ・第19回 2022年 2月12日（土） 対象者：本事案に関する生徒 ■■■名
- ・第20回 2022年 3月28日（月） 対象者：部活動顧問教諭 1名
- ・第21回 2022年 5月20日（金） 対象者：本事案に関する生徒 ■■■名
- ・第22回 2022年 11月29日（金） 対象者：当該生徒の保護者（父親・母親）

## Ⅱ 申立ての内容と調査となる事項

### 1 申立ての内容

#### (1) 当該学校の概要

当該学校は、全生徒数■■■■名（2022年4月現在）、募集人数は■■■■名（1学年■■■■学級）の学校であり、■■■■の校訓のもと、■■■■をモットーに、■■■■を視察するなど、■■■■教育活動をとおりして、■■■■を育てている。

進路面では、多くの生徒が卒業後、■■■■となっている。

また、部活動においても、体育系、文化系を合わせて■■■■の部活動があり、多くの生徒が加入するなど、教科・科目等の勉強はもとより、学校行事や生徒会活動、部活動に全力で取り組む生徒を育成している。

#### (2) 申立てに至る経緯

北海道教育委員会が本部会に諮問した際に提示された「重大事態発生に係る報告書」に基づき、本事案の申し立てに至る経緯を示す。

2020年■■■■月■■■■日（■■■■）■■■■時、当該生徒の■■■■の状況を、■■■■が発見し、同日、死亡が確認された。

■■■■月■■■■日（■■■■）学校は、■■■■報告を受け、当該生徒が自殺したことを認知した。

■■■■月■■■■日（■■■■）以降、学校は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（文部科学省）」に基づいて、「基本調査」を実施した。

■■■■月■■■■日（■■■■）学校は、当該生徒保護者に「基本調査」の結果を報告し、当該生徒が他の生徒から悪口を言われていたことや、学校が悪口を当該生徒と他の生徒の対立に端を発する集団の諍いととらえていたことなどを伝え、重大事態の調査の可能性を含め引き続き詳細な調査を行う考えがあることを説明した。

2021年■■■■月■■■■日（■■■■）当該生徒の保護者は、当該生徒の自殺の背景にはいじめがあったのではないかという認識を学校に示した。

■■■■月■■■■日（■■■■）学校及び■■■■教育局職員が、当該保護者にいじめ重大事態として調査を行う考えを説明し、保護者の意向を確認した。

■■■■月■■■■日（■■■■）当該保護者は学校に「いじめの重大事態に係る調査」を求める考えを示した。

保護者としては、「基本調査」の結果について当該生徒と加害生徒の関係性や教員からの聴き取りの内容等に疑問があるため、第三者により詳細に調査してほしいとの要望が出された。

### 2 調査対象となるいじめ事象

当部会では、当該生徒の保護者と協議の上で、調査の対象とする申立内容を、

- (1) 日常的ないじめ
- (2) 謝罪の要求

- (3) ■ パフォーマンスについての野次
- (4) 当該生徒の写真を揶揄したプリクラの投稿

の4つの事象に大別し、「いじめの調査対象となる事象」として調査を行うこととした。その詳細な内容については、調査結果の報告のところで述べることとする。



### Ⅲ 調査に基づく認定

#### 1 調査の方法について

部会は、本件の諮問に係る重大事態の調査にあたり、次の方法により事実関係等の把握につとめることとした。

- ① 当該生徒の保護者、当該生徒とかかわりを持つ生徒、当該学校、北海道教育委員会、          教育局などの関係者・関係機関から提供された資料の収集
- ② 当該生徒の保護者、当該生徒とかかわりを持つ生徒・教員、北海道教育委員会・          教育局の職員などの、関係者への聴取調査の実施
- ③ 収集した資料等の精査・分析

なお、資料の収集にあたっては、当該学校、教育委員会、当該生徒の保護者、当該生徒の友人から自発的な資料の提供を受けた。また、当部会が必要・有益と思われる資料について、資料提供の要請を行い、資料の提供を受けた。

関係者への聴取調査は、当該生徒の保護者、当該生徒にかかわりを持つ生徒・教員、北海道教育委員会・          教育局職員を対象として行った。なお、当該生徒とかかわりを持つ生徒への聴取調査については、調査段階ですでに当該学校を卒業していたことから、次のような方法で協力依頼を行った。当該生徒と同じグループにいたとされる生徒については、当該生徒の保護者並びに聴取面接に協力した生徒を通じて当部会より連絡を取り協力を依頼した。本件において加害を行ったとされる生徒を含むグループにいたとされる生徒については、当該学校を通して当部会が作成した調査協力依頼の文書を送付する形で複数回、協力を求めたが、協力が得られず、実施には至らなかった。

なお、この報告書では、当該生徒と同じグループと、加害を行ったとされる生徒を含むグループを、それぞれ「Y組グループ」、「X組グループ」と呼ぶこととする。それは、両グループに所属している生徒がこれらの学級の生徒であったことから、便宜上このように命名した。両グループには、それぞれの組以外の生徒もいたし、所属する部活動が一緒だからとか、メンバーの誰かと仲良しだからという理由で結びついた生徒もいた。のちに詳述するように、生徒たちは、緩やかなつながりの中で、このグループに所属していたと考えられる。

収集した資料等の精査・分析については、まず、申立人である当該生徒の保護者との話し合いを通して、調査対象とする具体的な事案（以下、調査事案）を確定し、収集した資料と聴取調査の記録（以下、調査資料）に基づいて、調査事案それぞれについてのいじめの認定を行った。

次に、調査資料から、①当該生徒が亡くなるまでの、当該生徒をめぐる調査事案を含むさまざまな出来事と学校の対応等の経過、②その後の自殺の背景に関する基本調査の結果報告書を当該生徒の保護者に提出し、当調査部会による重大事態調査に至るまでの経過、さらに③本件に関係する生徒たちへのケアの経過、の3つに分けて時系列的に整理した。

本調査の主たる目的は、いじめ防止対策推進法第28条に定められている、同様の事態の発生の防止に資するために、今後、同様の事態において学校がとるべき対応や介入の可能性を検討するものである。個々の調査事案がどのような流れの中で生じ、これに対して学校並びに学校の設置者である北海道教育委員会は、どのような対応をしてきたのかに焦点づけて検討を行う。さらに、本件重大事態の

調査を要請された保護者側の1つのきっかけとして、当該学校が保護者に提出した『自殺背景基本調査結果（報告）』において、そこでは加害とされる生徒並びにX組グループとの関係性、保護者の心情を害するような教師の断片的な発言の記載などがされていたことがあり、『自殺背景基本調査結果（報告）』に対しての意見書」としてこれらへの異議が申し立てられていた。当部会では、この意見書での異議申立てについても考慮して、検討を行うこととした。

以上の検討に際しても、X組グループにいたとされる生徒から直接の聴取ができなかったことから、できる限り、調査資料の中から得られたX組グループの生徒の言動等を抽出し、慎重に事実認定を行った。

## 2 いじめの認定について

### 2-1. いじめの調査対象となる事象と調査により把握された事実

以下に示す「保護者からの申立内容」は、学校が作成した「自殺背景基本調査結果（報告）」（以下、「基本調査」と、この「基本調査」に対して当該生徒の保護者が提出した「自殺背景基本調査結果（報告）に対しての意見書」（以下、「意見書」）、さらには当該生徒の保護者から提出された資料（以下、「保護者提供資料」）から引用したものである。ただし、「4 当該生徒の写真を揶揄したプリクラの投稿」については、学校がいじめの事案として認めなかったことから、当該生徒の保護者との協議により当部会がいじめの調査対象としたものである。

すでに述べたとおり、当部会では、当該生徒の保護者と協議の上で、調査の対象とする申立内容を、4つの事象に大別し、「いじめの調査対象となる事象」として調査を行うこととした。

ここでは、4つの調査対象事象について、その申立内容と、調査により把握された事実を最初に示す。なお、本項における認定は、いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義に従うものであり、公法私法を問わず、他の法律における事実認定及び法律効果の発生について判断を行うものでないことを付言する。

#### (1) 日常的な嫌がらせ

##### ① 保護者からの申立内容

保護者から申立てのあった内容は次の通りであった。

「当該生徒は、生徒Aとすれ違う際に、継続的に「死ね」などと言われていた。」■■■■生徒Aから■■■■と言われていた。（「基本調査」）

言葉の暴力（デブ、ブス、キモイ、■■■■汚い、■■■■症、死ね・・・等）の悪質且つ継続的イジメ（「意見書」）

##### ② 調査により把握された事実

(ア) 当部会において入手した資料および聴取調査からは、当該生徒が「死ね」などの言葉の暴力を受けたところを直接見聞きしたという内容は把握できなかった。

なお、別途指摘したとおり、発言者側は当部会による聴取に応じておらず、同人らの認否は明らかでない。

(イ) 一方、当部会において入手した資料等によれば、生徒Aを含めたX組グループの生徒から

の当該生徒に対する陰湿な言葉かけ、暴言があったことについて、X組グループの生徒及びその友人がこれを認める発言をしていたとの証言が複数認められた。

かかる聴取内容は、第三者またはX組グループ側から得られたものであって、特段当該生徒側に有利な事情を述べようとする動機がないにもかかわらず認めるものであるから、証拠として信用性が高い。

また、この点は、当該生徒が2020年 〇〇月初め頃から主に 〇〇へのLINEでX組グループの生徒たちの氏名をあげて悪口を言われることについて相談をしていた事実、2020年 〇〇月末から 〇〇月上旬に生徒A、〇〇X組グループの生徒たちから「きもい」「死ね」などと言われる件を複数の教員に相談をしていた事実にも符合するものであって、間接的に上記の各言葉の暴力があったことを推認させるものである。

## (2) 謝罪の要求

### ① 保護者からの申立内容

#### (ア) 生徒Aへの謝罪 1

2020年 〇〇月頃、生徒AがSNSに書き込んだ文言を当該生徒が誤読した。生徒Aが 〇〇とY組の生徒に伝えたことからトラブルになり、当該生徒は生徒Aに謝罪している（「基本調査」）

生徒Aが自分のSNSに自ら書き込んだ 〇〇（生徒Aの近い周囲の人間はすでに知っていた）の文言を当該生徒がY組の女子に伝えたところ、SNSを通して生徒Aが文言の訂正、謝罪を要求、さらに「訴える事もできる」等と伝える。後日、何人も生徒がいる中で、生徒Aに謝罪させられている。（「意見書」）

#### (イ) 生徒Bへの謝罪

2020年 〇〇月 〇〇日、〇〇携帯電話を触った件で、「〇〇怒っているから謝って」と送られてくる。〇〇は怒っていなかったが、当該生徒に謝罪させるため、怒ってることにしたりしい。謝罪する。（「保護者提出資料」）

#### (ウ) 生徒Aへの謝罪 2

2020年 〇〇月頃 〇〇当該生徒を含むY組グループの生徒たちがあだ名で呼んだことからトラブルになり、当該生徒は生徒Aに謝罪している。（「基本調査」）

### ② 調査により把握された事実

#### (ア) 生徒Aへの謝罪 1 について

- ・ 生徒Aが「〇〇お前のこと別に訴えることできるからってわや怒ってる」とのメッセージを送信していることについては証拠により確認できており、当該生徒はこの点をY組の生徒たちに伝えたことが認められる。
- ・ 当該生徒は、生徒Aから謝罪を求められ、これに応じた事実は確認された。具体的には、〇〇月 〇〇日の昼食の時間、当該生徒はY組グループの生徒たちと一緒にいた教室から、一人で生徒Aのいる教室に行った。生徒Aのいる教室には、少なくともX組グループの生徒B、C、D、Eがいた。当該生徒は、皆の面前で謝罪をして、Y組グループの生徒たちのいる教室に戻った。
- ・ 「誤読」の元となった生徒AによるSNSの文章の原文は調査によっても入手できなかった。もっとも、当該原文を見たという教員によれば、生徒Aによる記載内容の要旨は、〇〇というような内容のものだったとのことであり、上記各事実との関係も符合することから、誤読の元

となった文章は教員の証言のような文章であったことが推認される。

(イ) 生徒Bへの謝罪について

- ・ (ア) の生徒Aへの謝罪からY組グループの生徒たちのいる教室に戻った直後、当該生徒は、生徒Bと生徒Cから再び呼び出され、一人で(ア)に挙げたX組グループの生徒たちのいる教室に行き、生徒Bから謝罪を求められた。謝罪の理由は、当該生徒が携帯電話を取り出したというものであった。当該生徒は、(ア)に挙げたX組グループの生徒たちの前で、生徒Bに謝罪した。
- ・ 謝罪後の夜には、生徒Bは、当該生徒にSNSのメッセージを送り、当該生徒に謝罪をするよう求めた。

(ウ) 生徒Aへの謝罪2について

- ・ 2020年 〇月 〇月中旬に、生徒Aは、Y組の女子生徒たちが当該生徒をあだ名で呼んで馬鹿にしているとの話を、Y組の男子生徒から聞いたとして、当該生徒を含むY組の生徒たちに謝罪を求めた。当該生徒はこのことを認めて、一人で生徒Aに謝罪をした。
- ・ 後日、生徒Aは、Y組の生徒たちが、当該生徒一人に謝罪させたことについての不満を担任教員に述べている。

(3) 当該生徒のパフォーマンスについての野次 (2020年 〇月 〇日)

① 保護者からの申立内容

「〇月 〇日 パフォーマンス発表をした後に、生徒Aを含む複数生徒が悪口とも取れる発言をしていた。」「〇月の 〇日 パフォーマンス中、生徒Aとその友人が当該生徒の 〇〇が変だ、他の発表が見たかったなどという野次を飛ばしていた。当該生徒はそれもあって 〇〇で倒れた。」(「基本調査」)

② 調査により把握された事実

- ・ 2020年 〇月 〇日 〇〇に実施されたパフォーマンス発表中に、生徒A、B、C、D、Eを含むX組グループの生徒らが、演技中より 〇〇がいること、〇〇がいること(パフォーマンス中に 〇〇と確認されている)、足が汚いなどといった言葉を演技中の生徒たちに向けて言ったこと各事実について教員の証言が得られている。なお、当該生徒が 〇〇状況であることから、複数の教員証言者がいないとしても直ちに不自然ではない。
- ・ 演技終了後、X組グループの生徒Dが、別の生徒の演技を見たかった、時間の無駄だったといった趣旨の発言をしていたことを聞いていた者がいる。これは上記の発言と整合する。
- ・ 演技終了後、当該生徒らが、倉庫の裏でX組グループの生徒たちから、当該生徒とともう1名に対して「そんなんで 〇〇になってんの」と言われたとパフォーマンスに参加した生徒側が聞いたと証言しているが、この点も上記発言と整合する。
- ・ なお、当該生徒はSNSに「 〇〇あんな形で終わっちゃって 〇〇嫌な思いさせてたらごめんね。／ 〇〇色々ありすぎて情緒も不安定なのに頑張ってるだけでなんでこんなに言われなきゃいけないんだろう／もう邪魔しないで欲しい、構わないで欲しい／全部最後に台無しにしてごめんね」と投稿していることも、上記発言と整合性が認められる。

(4) 当該生徒の写真を揶揄したプリクラの投稿

① 保護者からの申立内容

- ・ 「X組グループの生徒のSNSで、当該生徒のプリクラをからかった写真があげられているという話を聞いた。実際にあるかどうか未確認。」「以前に、生徒Aとその仲間が当該生徒のポーズを真似てSNSにアップしていた。その際に当該生徒を■■■症と称して馬鹿にしていたのだが、当該生徒の自殺後すぐに削除した」（「基本調査」）
- ・ 当該生徒の写真を真似て、■■■症と書き込む（「保護者提出資料」）

## ② 調査により把握された事実

- ・ 当該写真は、X組グループの生徒FがSNSに■■■月■■■日に投稿したものであることが確認された。その写真には生徒Fと生徒Aが特徴的なポーズをして写っており、コメント欄に「■■■症」と書かれている。また、当該写真のポーズと、当該生徒と■■■の写真（■■■月■■■日撮影）のポーズが類似していることが認められる。もっとも、この内容のみでは、「■■■症」との書き込みが当該生徒を指すものと断言はできない。また、「■■■症」は特定の症状を指す言葉であって、直ちに人を揶揄する言葉とは言えない。
- ・ しかしながら、X組グループの生徒の一部は当該生徒のことを「■■■（■■■症の意）」と呼んでいたことが証言から明らかであり、この点と照らし合わせると、上記投稿内容は当該生徒に向けられたものであると推認することができる（当該生徒が亡くなった後にこの投稿が削除されていることも当該推認を補強させる関係にある）。これに加え、上記■■■月■■■日のSNS投稿は、当該生徒の写真を模写したものであって一種のパロディであると言えること、■■■症患者の容姿について一部に他人を揶揄する意味で使用する者がいること、■■■症でない者に対して意図的にその旨の指摘をしていると思われることを考慮すると、上記投稿により当該生徒を揶揄した事実が認められる。
- ・ なお、当該学校はこの投稿写真について当該生徒の保護者から提供を受けていたが、調査の対象としていない。

## 2-2. 当該生徒の側から時系列にみたいじめ調査対象事象

### (1) いじめの定義等

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条第1項）。

「個々の行為が「いじめ」に該当するかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立ち、背景にある事情から生徒の感じる被害性に着目して判断する。（「いじめの防止等のための基本的な方針」）とされることから、まず、本件のいじめ調査対象事象について、当該生徒の側から時系列にみることとし、一連の当該生徒への行為がいじめに該当するのかを検討することにした。

### (2) 時系列にみた当部会にて認定した事実等

- ① 少なくとも2020年■■■月のはじめまでには、当該生徒は、X組グループの生徒たちからの悪口

や嫌がらせに悩んでいる旨の相談を、■■■■に相談していたことが認められる。■■■■当該生徒と生徒Aの間のトラブルに関わり、■■■■

- ② 同年■■■■月■■■■日には、生徒AがSNSに投稿した■■■■という意味合いのメッセージを、当該生徒は■■■■と誤読して、Y組グループの生徒たちに言ったことをめぐり、当該生徒は求めに応じて生徒Aに謝罪をしに行った。当該生徒が一人で向かった謝罪の場には、生徒Aのみならず、X組グループの生徒たちがいた。生徒Aへの謝罪が終了した後も、この機会に乗じる形で、一度はY組グループの生徒たちのところに戻った当該生徒を再度呼び出し、生徒Bは■■■■当該生徒に謝罪を求めた。その他にも、X組グループの生徒たちは、それぞれ当該生徒の態度や振る舞いについて批判をした。
- ③ 同年■■■■月■■■■日■■■■当該生徒はSNSに以下のコメントを投稿した。「なんでまた〇（当該生徒の名前）なの／そんなに愛でキモイのかな／前回のことで反省して悪口も言わないようにしたのになんで言われなきゃ行けない。あそこ関わるといい事ない。」（原文ママ）
- ④ ■■■■当該生徒は、その直後には精神的なショックから落ち込み、学校を欠席した。また、■■■■月■■■■日には、この件を理由に学校の勧めでスクールカウンセラーからの面接を受けた。
- ⑤ 同年■■■■月■■■■日に、生徒FによりSNSに投稿された生徒Fと生徒Aの二人のプリクラ写真は、当該生徒と■■■■の写真のポーズを模倣し、コメント欄に「■■■■症」と記載されたものであった。「■■■■症」は、X組グループの生徒たちの中で当該生徒につけたニックネームであり、当該生徒を揶揄することを意図したものであった。
- ⑥ ■■■■同年■■■■月■■■■日には、当該生徒■■■■パフォーマンスを■■■■したが、■■■■X組グループの生徒らが、演技中には、■■■■がいることについての発言をしており、演技終了後には、別の生徒の演技を見たかった、時間のむだだったといった内容の発言をしていた。これらの発言は、当該生徒に向けて直接的に批判や中傷を行った発言とは必ずしも言えないが、少なくとも■■■■がいることへの指摘は、当該生徒に向けての発言であると認定できる。また、これらの発言は、当該生徒と部員が演技終了後に■■■■を起こす要因となった。さらに、X組グループの生徒の中に、■■■■を起こした当該生徒ともう一人の■■■■生徒に対して「そんなんで■■■■になってんの」と言った者がいた。
- ⑦ 当該生徒は、■■■■月末から■■■■月上旬には、生徒A、■■■■X組グループの■■■■生徒たちから「きもい」「死ね」などと言われる件を複数の教員に相談をしていた。

### 2-3. いじめの認定

以上の調査結果をもとに、当部会は次の通り、いじめの認定をする。

#### (1) 断続的な「きもい」「死ね」等の言葉

具体的な日時は特定できないものの、2020年■■■■月以前には、上記2-2.(2)①に記載した事実があり、「きもい」「死ね」等の断続的な発言は、相手方に対して心理的な影響を与える行為であり、当該生徒が心理的苦痛を感じるものとして「いじめ」に該当すると評価することができる。

(2) 当該生徒の写真を揶揄したプリクラの投稿

上記2-2.(2)⑥の事実は、当該生徒を揶揄する内容であり、当該生徒に対して、心理的な影響を与え、心理的苦痛を感じさせる行為として「いじめ」に該当する。

(3) その他の補足説明

(ア) ■ パフォーマンスへの野次

保護者が申し立てた内容のうち、上記2-2(2)⑥で認定した事実は、■の発言を除き、当該生徒個人に向けられた言葉か否か判別しない。■の発言のみでは、直ちに心理的苦痛を与える程度の内容と断言することはできない。これらの■発言については、X組グループ側生徒が聴取に応じていないこともあり、事実関係を確定するには不十分である。これらの点は、当該生徒に心理的苦痛を感じさせる行為である可能性はあるものの、単独で「いじめ」に該当すると断定することには躊躇を覚える。

(イ) 謝罪要求

保護者が申し立てた内容のうち、上記2-2(2)②で認定した事実は、謝罪を求めた外形的事実が判明するものの、当該状況下での当該生徒との具体的な発言内容が証拠により明らかになっておらず、当該生徒に心理的苦痛を感じさせる行為である可能性はあるものの、これ単独で「いじめ」に該当すると断定することは困難である。

もともと、当該生徒に対する好意的でない感情の現れは、上記(ア)■パフォーマンスでの発言内容を含め、いじめにかかる上記(1)及び(2)の事実を推認させる一つの事情として評価することができる。

### 3 当該生徒をとりまく状況と、亡くなられた後の学校の設置者並びに学校の対応についての調査結果

いじめが背景にあると疑われる自殺が起きた場合の重大事態の調査については、「いじめが背景にあるか否かに関わらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有している」(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」))。また、学校の設置者及び学校の基本的姿勢においては「いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること」、保護者に対しては「必要な時間をとりながら丁寧な説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること」とされている(「ガイドライン」)。

そこで、本節では、①当該生徒が亡くなるまでの当該生徒をめぐる出来事と学校の対応の経過、②当該生徒が亡くなった後の対応とケアの経過について、調査資料から出来る限り、事実とみられる出来事を抽出し、それらを時系列的に整理し、それぞれについて考察を行う。

その目的は、あくまでもいじめ防止対策推進法第28条に定められている、同様の事態の発生の防止に資するために、今後、同様の事態において、学校と学校の設置者がとるべき対応や介入の課題を検討するものであるから、前節のいじめ認定と目的は一致しない。

### 3-1. 当該生徒が亡くなるまでの当該生徒をめぐる出来事と学校の対応の経過

すでにいじめの認定は前節で行ったので、ここでは当該生徒が亡くなるまでの経過を通して、(ア)自殺といじめの関連性、(イ)一連のいじめ事象に対する学校の対応、(ウ)当該生徒並びに当該生徒を含むY組グループと、いじめ加害とされるX組グループとの関係性に焦点づけて記述する。

#### (1) 経過

##### ① 高校入学以前

- ・ 当該生徒は、X組グループの生徒A、生徒Eと同じ中学の同級生であった。生徒Aとは中学時代に特別仲良しだったわけではないが、同じサークルに所属して仲良くしていたこともあった。

##### ② 2018年度 ( )

- ・ 生徒Aと生徒Bがトイレで当該生徒に対して悪口を言ってきたことがあった。

##### ③ 2019年度 ( )

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防という理由もあり、教室以外の空き部屋で昼食を食べることを認めることになったところ、学級を越えて教室以外の場所に集まって昼食を共にする集団ができた。今回当該学校が「対立グループ」とみなした生徒Aが所属する「X組グループ」と当該生徒が所属する「Y組グループ」もそうした集団であった。当部会では、それぞれX組とY組の生徒が多く所属していることから、このように命名したが、それぞれの組以外の生徒も、所属する部活動が一緒だからとか、メンバーの誰かと仲良しだからという理由で、このグループに所属していた。
- ・ 例えば、ある生徒は、当該生徒の悪口を言って昼食を食べている者たちがいることが嫌だと言って、X組グループを離れて別の部屋で食べるようになった、あるいはY組グループの生徒たちと行動を共にするようになった。このように2つのグループは、グループからの出入りや、グループ間の移動もできるようなある程度の流動性のある関係にあった。
- ・ 当該生徒は、同年 月 頃、

##### ④ 2020年度 ( ) 当該生徒が亡くなるまで

- ・ 当該生徒は、同年の 月初旬には、LINEで、生徒A、F、Gから「 がキモイ・化粧がどうか・プリ撮る時舌を出すのがキモイ」「 が汚い」と言われたり、「となりに座ってきて何らかのストーリーをあげられる」などと訴え、「どこにいても居場所がない気がする」と相談していた。
- ・ 当該生徒は、 月 日のLINEで、「生徒Aへの謝罪1」の件で 相談していた。
- ・ 当該生徒は、 月 日にY組グループの生徒と保健室に行き、生徒Aから謝罪を求められており、翌日( 月 日)の昼休みに生徒Aと話し合うことになったことを、養護教諭に伝えた。養護教諭は、生徒Aが執拗に言ってくれば警察に相談したほうが良いと伝え、教員にも伝えて巡視してもいいかもしれないと提案したとされる。その後、養護教諭が、当該生徒に対してこの件についてどうなったのか尋ねたところ、もう大丈夫とのことで終わった。
- ・ 月 日に、「生徒Aへの謝罪1」の件について、生徒AとのLINEによって謝罪をすることとなっていたため、昼休みにX組グループがいる教室に行き、単身で謝罪をした(「生徒Aへの謝罪1」



「生徒Mへの謝罪」)。

- ・ 〇月〇日に、当該生徒はSNSに以下のコメントを投稿した。「なんでまた〇（当該生徒の名前）なの／そんなに愛でキモイのかな／前回のことで反省して悪口も言わないようにしたのになんで言われなきゃ行けない。あそこと関わるといい事ない。」(原文ママ)
- ・ 当該生徒とX組グループとの間に生じた問題にかかわり、〇例えば、当該生徒が謝罪した件にかかわり、X組グループの生徒Cは、〇
- ・ 〇月〇日の〇当該生徒は数日学校を休んだ後に学校に復帰する。落ち込んでいる様子や無理をして笑顔を作っている様子は、教員の中でも気づかれるほどであり、当該生徒が所属する部内では教員による見守りが行われていた。
- ・ 〇月〇日、「当該生徒の写真を揶揄したプリクラの投稿」があった。
- ・ 〇月〇日、学校の促しで当該生徒はスクールカウンセラーと面接する。カウンセリングを受けた後もよく状況を観察する必要性が学年団で共有された。再度落ち込む時期が来るかもしれないことがスクールカウンセラーから指摘された。養護教諭と当該生徒の担任は、当該生徒に変化があれば情報共有することとした。なお、当該生徒はスクールカウンセラーとの再面接を希望しなかった。
- ・ 〇月中旬、〇Y組グループでふざけて呼んでいることを聞き知った生徒Aは、Y組グループに謝罪を要求した（「生徒Aへの謝罪2」）。当該生徒が一人で生徒Aのところに謝罪にきたことについて、生徒AはY組グループが当該生徒に謝罪を任せて責任回避をしていると感じたと後に教員に伝えている。
- ・ 〇月〇日には、〇開催され、当該生徒も参加した。新型コロナウイルス禍により、保護者と近親者、仲の良い友人のみが参観した。
- ・ 〇月〇日〇には、パフォーマンスを〇した。当該生徒も参加し、パフォーマンス終了後に〇が生じた（「〇パフォーマンスへの野次」）。
- ・ 同日、〇から帰宅後、「〇パフォーマンスだったので、迷惑をかけないように休まず頑張ってきたのに前も向けず笑顔も見せず、下しか向けなかった。〇頑張ってきたのに、演技が嫌いになりそう。〇楽しませてあげられなく、申し訳ない」と家で目を腫らしていたとのこと。
- ・ 同日、当該生徒はSNSに「〇あんな形で終わっちゃって〇嫌な思いさせてたらごめんね。〇色々ありすぎて情緒も不安定なのに頑張ってるだけでなんでこんなに言われなきゃいけないんだろう／もう邪魔しないで欲しい、構わないで欲しい／全部最後に台無しにしてごめんね」と投稿。
- ・ 〇の〇月末以降は、たまに〇パフォーマンスの練習しているところに、当該生徒が入ってきて一緒に演技をすることもあった。
- ・ 少なくとも〇月はじめ以降、当該生徒は「授業に行くと、嫌なことを言われる」〇などについて、学校の教員たちに打ち明け、相談をしていた。当該生徒も含むY組グループのメンバーが、複数の教員から事情を聴かれることもあった。その際には、教員はトラブルがあるなら介入する旨を伝えたが、生徒たちからは、かえって面倒くさくなるから見守って欲しいと言われたとされる。
- ・ 〇月に入ってから、当該生徒は保健室で寝ていることが多く見られるようになる。〇自殺のサイトを検索したり、友人の会話の中で死ぬときはこうなるらしいといったことを話題にすることもあったとされる。



いわば、当該学校の生徒指導上の事象への対応は1つ1つバラバラの「点」としての対応に終始し、それらの事象を関連あるものとして「線」として繋ぎ、多角的な視点から「面」として把握していくような、当該生徒への支援や加害生徒への指導の体制づくり、対応方針の決定、保護者との連携などが行われる組織的対応は、当該生徒の自死に至るまで行われていなかったと言わざるを得ない。

③ 当該生徒並びに当該生徒を含むY組グループと、いじめ加害とされるX組グループとの関係性

本章の最初に述べたとおり、当該生徒の保護者が本件重大事態の調査を要請した1つのきっかけとして、当該学校が保護者に提出した『自殺背景基本調査結果（報告）』がある。この報告に対して、当該生徒の保護者は、加害とされる生徒並びにX組グループと、当該生徒並びにY組グループとの関係について、学校側が「対立」と表記していることに異議を申し立てていた。このことから、当部会では、このX組グループとY組グループがどのような関係にあったのかについても検討を行うこととした。

学校関係者への聴取を総合すると、新型コロナウイルスの感染予防という理由もあり、生徒が教室以外の空き部屋で昼食を食べることを学校として認めることになったところで、学級を越えて教室以外の場所に集まって昼食を共にする集団が生まれることとなった。今回当該学校が「対立グループ」とみなした生徒Aが所属する「X組グループ」と当該生徒が所属する「Y組グループ」もそうした集団である。

そもそも当該生徒と生徒Aも、同じ中学校でサークルも同じだったことがあり、その頃は特別仲が良かった訳ではないものの、対立やいじめの関係でもなかったとされる。さらに、例えば、関係生徒や教師への聴取のなかで、当該生徒の悪口を言って昼食を食べている者たちがいることが嫌だと言って、X組グループを離れて別の部屋で食べるようになった生徒がいたことや、あるいはX組グループからY組グループへと行動を共にする仲間を変えた生徒もいたこともあったとされる。このように2つのグループは、グループからの出入りやグループ間の移動もできるような、ある程度流動性のある関係にあったと考えられる。

関係生徒への聴取において、X組グループとY組グループが形成された当初、X組グループから非難されていたのは、当該生徒ではなかったという供述もある。しかし、■■■■当該生徒は、生徒A並びにX組グループでターゲットとなりはじめたようである。当該生徒も、生徒AやX組グループからの嫌がらせなどについて■■■■当該学校が「対立グループ」としてこのX組グループとY組グループをみなしていたのは、この時期のグループ間の力関係の印象によるのだと推察される。

しかしながら、■■■■この両グループ、特に当該生徒とX組グループの関係性に変化が生じてきたと考えられる。聴取時において複数の教員から、■■■■生徒Aが力関係で優位に立った、あるいはX組グループの当該生徒への非難が強まっていったとの認識も聞かれた。

2020年■■■■月以降から加害とされるX組グループからの嫌がらせや心無い野次などが学校側にも認知されるようになった。当該生徒はY組グループの仲間からの促しもあって、教員に相談をするようになった。十分に確かめることができなかつたので、認定できるものではないが、■■■■X組グループの生徒から■■■■「死ね」など言われていたこと、■■■■

このような状況になっても、「生徒Aへの謝罪2」においては、本来Y組グループの多くの生徒がかかわっていた問題にもかかわらず、当該生徒が一人で生徒Aのところに謝罪を行っている。加害側とされる生徒Aは、このことについてY組グループが当該生徒に謝罪を任せて責任回避をしていると感じたと教員に打ち明けている。

以上の状況を見ると、■■■■当該生徒は、X組グループに対して対等な力関係とは言えない状況にあり、時に孤立した形でX組グループに対していたと考える。

### 3-2. 当該生徒が亡くなった後の対応とケア

この節では、(1) 当該生徒が亡くなって以降の経過を資料から示し、主に学校並びに教育委員会による(2) 初期対応・危機介入について、(3) 『自殺背景基本調査(報告)』の作成と保護者への提出について、(4) いじめ重大事態の申立てに至るまでの対応について検証することとする。

#### (1) 当該生徒が亡くなって以降の経過

■■■■月■■■■日( ■■■■ )

- ・ 8時02分、当該生徒が亡くなったとの連絡が、■■■■入る。担任が当該生徒宅に電話で事実確認。当該学校(以下、学校)は当該生徒のいじめアンケートに記載がないことを確認。
- ・ 8時50分、学校から■■■■教育局高校班(以下、教育局)へ第一報。教育局から学校に次の指示があった。①外部への対応窓口の一本化、②他の生徒の状況把握、③スクールカウンセラー等の体制の検討、④校長・担任で当該生徒宅と■■■■に訪問。
- ・ 10時30分、学校に■■■■警察署から電話が入る。警察署は「■■■■は落ち着いた様子で事情聴取等に対応していた」との報告とともに、当該生徒が悪口を言われていた可能性について質問。学校は「詳細はつかみきれていない」と回答。
- ・ 教育局から主査・指導主事が来校し、対策本部の形で対応開始。管理職の役割分担は、校長が保護者担当、それに付随した教育局との対応。教頭が学校内外の統括と教育局指導主事との記録簿のやり取り。( ■■■■日、■■■■日も来校)
- ・ 10時50分、■■■■の保護者から学校に入電。校長は生徒の見守り要請と午後に家庭訪問することを確認。
- ・ 11時10分、北海道教育委員会(以下、本庁)からの指示が校長・教頭に伝えられる。①当該生徒の家族構成、②友人関係のトラブルはなかったか、③いじめアンケートの結果確認( ■■■■ )、④遺書があるかどうか(スマホ等含む)、⑤■■■■訪問時に情報収集と、担任からの聴き取りの実施。11時20分に学校は上記内容を電話にて、本庁へ報告した。②については「警察から悪口のことについて報告を受けているので、■■■■から事情を聞くように指示をした」と報告。
- ・ 12時40分、教育局より校長へ、本日の放課後、■■■■ごとに教職員全員に聴き取り調査を実施するよう指示がある。部活動や講習の指導を優先させず、聴き取りを最優先とし、聴き取り結果については■■■■ごとに簡条書きにまとめ、明日正午までに教育局高校班の担当まで報告すること。内容は、①ここ1週間の当該生徒及び■■■■の様子について、②当該生徒に係るうわさ(当該生徒が悪口を言われていた可能性)について、③■■■■当該生徒は精神的に不安定であったが、学校は生徒にどのような指導を行ったか。④その他、上記3名以外の生徒の様子と、事情を聞く必要のある生徒の洗い出し。

- ・ 13時00分から14時10分、校長と学級担任が当該生徒宅を訪問。当該生徒が母親にX組グループから嫌がらせを受けていると話していたため、校長は「いじめの可能性もあるので調べます」と母親に伝えたとされる。
- ・ 時間不明、■■■に担任が訪問。状態の安定と父親の見守りを確認後、教頭に報告。
- ・ 14時30分、当該生徒の家庭訪問後、校長から教育局に状況報告。①保護者は、当該生徒の死についての生徒への周知は学級内にとどめ、■■■学級以外の仲の良い生徒には個別に伝えてほしいことの意向を示した。②保護者は、当該生徒への嫌がらせがあり、生徒A他、3人くらいの特定の生徒から悪口を言われていたことを指摘。③教頭の話として、■■■当該生徒は■■■みたいなことを言われていたこと、担任の話として■■■特定グループとのそりが合わず、互いにやり合っていたことが報告されていた。④保護者は困惑した状況にあるが、落ち着いており、いろんなことが複合的に絡んでの自殺だったのかもしれないとの認識を示すとともに、怒っている様子はないが、「同じようなことがあってはならない」と言っていたことなどが報告されていた。
- ・ 【生徒の自殺に伴う教員への緊急聴き取り】放課後、■■■主任が手分けして全教職員■■■に対して、次の事項を聴き取ることを文書で周知し、聴取結果を■■■箇条書きで取りまとめ、教頭に提出を求めた。①ここ1週間の当該生徒、■■■の様子について知っていることはないか、②上記生徒に関する情報を持っていないか（特に当該生徒に関して原因になりうること）、③■■■、当該生徒に対する指導で自分もしくは学校が行なった指導について知っていることはないか、④そのほか、上記3名以外の生徒の様子、もしくは事情についてよく知る生徒がいるとしたら誰か。
- ・ 16時00分、校長と■■■家庭訪問。

■■■月■■■日(■■■)

- ・ 8時20分、朝の打ち合わせで、生徒の心のケアの暫定的体制を指示。■■■教育相談委員1名に学年の見守り状況の把握を依頼。昼休みと放課後に状況を教頭・養護教諭と共有することを開始。
- ・ 9時00分、連絡のつかない欠席者の状況を確認。欠席の■■■については保護者の見守りを依頼。Y組を中心に授業に出られない生徒あり。
- ・ 当該生徒の保護者から葬儀の連絡があり、通夜と葬儀について担任及び■■■で対応することに。
- ・ 13時10分から13時45分、■■■室にて、Y組グループの2名より、Y組担任ともう一人の教員が聴取。“対立関係”にあった生徒名の把握。当該生徒の自死の原因として考えられることとして「生徒Aを中心とした■■■トラブル」が生徒の意見として挙げられた。
- ・ 16時から生徒の対応状況共有会議・教育相談委員会開催。■■■授業に出られない、出ても突っ伏している状態の生徒が複数名確認された。

■■■月■■■日(■■■)

- ・ 8時20分、朝の打ち合わせで生徒の心のケア体制を周知。
- ・ 9時00分、教育局へ欠席者が多く学校全体が落ち着かない状況であると報告。
- ・ 13時30分、教育支援課長、主査、指導主事が来校し、校長、教頭、養護教諭が対応。①スクールカウンセラーの緊急派遣を行い■■■のカウンセリング、②Y組グループとX組グループを含めて、■■■

の一斉の教育相談を行うことで検討に入る。また、教職員への聴き取りは、■■■■の担任を中心に、教頭に聴き取らせた。

- ・ 16時00分、共有会議が行われ、各学年の様子報告と通夜・告別式の対応について
- ・ 共有会議後、拡大■■■■担任会。X組グループの生徒の葬儀参列についての対応を話し合う。当該生徒の保護者の意向により、すでに担任・■■■■から案内して申し出ている生徒のみに限定して参列することとする。

■■■■月■■■■日(■■■■)

- ・ 8時20分、朝の打ち合わせ：告別式参加生徒の確認。土日の生徒の状況確認について。
- ・ 9時00分、教育局への連絡：連絡のつかない欠席者の状況確認
- ・ 9時30分、告別式への生徒引率（正副学級担任、他2名の教員）
- ・ 16時00分、共有会議：一斉面談について授業と並行して行う案を検討。管理職から■■■■月■■■■日と提案のあった臨時教員会議を■■■■月■■■■日実施で検討することになる。
- ・ 17時00分、PTA役員に、■■■■月■■■■日■■■■時より臨時役員会開催の連絡。
- ・ ■■■■からの提案で校長・教頭・■■■■全員で面談。生徒Aを含めた生徒の聴き取りをするつもりなのか、その手段はどうするのか、今は生徒の傷口を最小限にするのが学校のすべきことで担任や■■■■にやれと言われても危険が高い、やるとしても難しいという具申が■■■■からあった。それまでに校長・教頭もいじめ加害とされる関係生徒たちを直接呼んで話をすることが可能かどうかと考えていたので、教育局の意見を聞いてみることにした。

■■■■月■■■■日(■■■■)

- ・ 8時20分、朝の打ち合わせ：情報共有の臨時教員会議実施連絡。教育局にて、■■■■とのスクールカウンセラーとのカウンセリング実施予定。
- ・ 9時00分、■■■■教頭から校長に報告し、教育局へ連絡。
- ・ 12時30分、当該生徒宅への弔問（校長、教頭、担任）。保護者と親族が対応。
  - ▶ いじめが大きな要因になったのではないかと保護者の認識が変わったことの報告。保護者より、悪口を言っていた生徒に対して自分たちのやったことを理解させてほしい、きちんと事実関係を調べて、再発防止に取り組んでほしい旨の依頼を受ける。
  - ▶ 教頭より保護者へ具体案として学年全体の面談を計画しているとの説明。学校は、事情を知る生徒には質問に対する同意を得ることへの確認。PTA役員会での情報共有についての同意を得る。
- ・ 13時51分、教育局の指導主事に報告：いじめが主要因との認識の変化。保護者の意向を最大限に考慮し、全体での教育相談よりもX組グループを個別に呼んで指導を行う必要性。この2点への助言を依頼する。
- ・ 15時50分、情報共有のための臨時職員会議：当該生徒の自殺について初めての情報共有
- ・ 17時30分、教育支援課長、主査、指導主事来校。校長、教頭、養護教諭が対応。
  - ▶ 北海道教育委員会発行の児童生徒の自殺対応マニュアルを職員配布用として受理：まずは自殺の背景調査委員会に報告するための基本調査の実施、その後委員会での検討を経て、詳細調査に移行。詳細調査の主体は、道教委の場合と、知事直属のいじめ重大事案審議会の2パタ

ーンある。(この件については、後に取り上げる)

- 教育局より校長へ、保護者との関係を深めておくことを要請
  - 教育局より、基本調査のため、生徒の全員面談から内容を集約し、ハイリスク生徒を外部カウンセラーに依頼する形で動いてはどうかとの提案。
  - 全員面談は、生徒に寄り添い受容的なものに加え、当該生徒の死を前提に、どのように受け止めているか、それについてどう思うか、何か不安なことはないか、そして、今後不安なことがあれば話せる先生にいつでも相談するように指示するという内容で行うことになる。
  - 教育局にX組グループの生徒らと直接話すことは可能かと教頭から投げかけたところ、二次的な自殺等を避けたいため、静観して欲しいと助言を受ける。これが自殺の原因だと決めつけて、■■■■らを追いつめてしまうという判断で、そこをするのは時期尚早ではないかということ。
- ・ 19時00分、■■■■主任に、X組グループへの個別の事情聴取は行わない。全員面談は受容的なもので、情報収集の側面を持つと伝達。

■■■■月■■■■日(■■■■)

- ・ 8時20分、朝の打ち合わせ：教育局提供のマニュアルをもとに今後の動きの連絡。
- ・ 9時00分、Y組担任と校長で、当該生徒の家庭訪問と、手紙の写しの入手依頼の打ち合わせ
- ・ 午前、■■■■全体面談に向けての管理職、■■■■主任、養護教諭等との調整
  - 校長より、全員面談の中でX組グループに“事情聴取的事実確認”の意向があるが、教育局の方針もあり難しいとの見解。
  - X組グループからの聴き取りについて別組織に依頼したい旨の希望が■■■■団からある。
- ・ 16時00分、情報共有会議：■■■■年生の特定生徒の様子への懸念。X組グループの一部がX組担任に今回の件が自分たちのせいにされていて辛いと相談。生徒Aらもトイレにこもって授業に出ないなど。ケア的な対応がしやすい状況づくりの確認。
- ・ 17時00分、校長、当該生徒の家に訪問。進捗状況の説明と情報提供の依頼。
- ・ 17時30分、校長と教頭で共有会議の内容共有。再度校長よりX組グループへの“事情聴取的事実確認”の意向があるが困難との結論。
- ・ 17時40分、■■■■主任より、■■■■全員面談の詳細を校長同席で確認したいとの要望があり、校長、教頭、■■■■年各組の担任とY組副担任、養護教諭で打ち合わせ。■■■■より、①面談の目的の明確化(受容的か聴取的かどちらか一方に)、②リストアップされている生徒は外部カウンセリングを拒否できるのか?、③生徒が支援を拒否した場合の対応。親への連絡は誰がするのか?などの質問がある。そのほか、X組グループの生徒への処分に対する懸念などについても話し合う。
- ・ 19時00分、臨時PTA役員会。■■■■出席。校長より、自殺事案の報告。仔細においては当該生徒と■■■■のみ実名で、ほかは伝えず。

■■■■月■■■■日(■■■■)

- ・ 8時20分、朝の打ち合わせ：■■■■集会と面談についての連絡。
- ・ 5時間目；■■■■集会
- ・ 15時45分、共有会議

- ・ 16時00分、面談担当者打ち合わせ、面談内容の詳細を確認。

月 日 ( )

- ・ 8時20分、朝の打ち合わせ：一斉教育相談についての連絡。を問わず全校的に協力を依頼。
  - 月 日 ( ) 日 ( ) 日 ( ) 日 ( ) 日 ( ) に保護者の同意を得て、生徒に対して本事案に関する教育相談（一斉教育相談）を実施。
  - 気持ちの整理がつかない生徒の特定を第一優先。
  - 質問事項は、当該生徒が亡くなったことに関して「不安な事」「心配なことはないか」「気になっていることはないか」「この件をどう受け止めているか」（話しやすい先生に相談）の4項目。
- ・ 一斉教育相談；X組グループには指導も含め事情を聞くことは一切していない。二次被害の不安があり、掘り下げて聴く状況になれなかった。
- ・ 一斉教育相談で、X組グループの者たちは包み隠さず全部しゃべってくれたと思う。自分たちのせいだと思われるのは分かっているけど、言ってきた話では、当該生徒にも非があるのだというもの。
- ・ 9時20分、教育局への状況報告

月 日 ( )

- ・ 8時20分、朝の打ち合わせ：日と同じく、全員面談についての連絡。を問わず全校的に協力を依頼。
- ・ 午前、教育局の状況報告：9時よりSC来校。ハイリスク生徒を中心に名、教員名の面談予定。X組グループのカウンセリングについて困っていると相談。
- ・ 9時00分から17時30分、スクールカウンセラーによる生徒と教員への個別カウンセリングの実施。
- ・ 放課後、カウンセリング結果共有会議：スクールカウンセラーと団を中心にカウンセリング内容と結果、生徒のリスク評価を確認。
- ・ 管理職と養護教諭との情報共有：X組グループの孤立への緊急的対応が必要ではないか？教育相談委員会を次週に開催し、方針を検討することに。

月 日 ( )

- ・ 担任教諭が保護者と面会。スマートフォンの通話記録等を受け取る。渡された中には入っていない記録があり、今後携帯電話は学校に貸し出しても良いとのこと。生徒Aの反省を求める気持ちは変わっていない。周囲からは訴えろとうながされているがそこまでは考えていないとのこと。
- ・ 13時15分から16時00分、スクールカウンセラーの面談：名がリストアップ。
- ・ 一斉教育相談と並行しながら、X組グループと学校で顔を合わせるのが辛い、自殺に追い込んだくせに、笑っているのが許せないという相談がいくつもあり、そうした授業に出られない当該生徒の友人たちに別室を用意して待機場所を作る。

月 日 ( )



- ・ 13時30分から16時30分、スクールカウンセラーの面談：■名がリストアップ。

■月■日(■)

- ・ 最初の『自殺背景基本調査(報告)』案が学校から教育局に提出。

■月■日(■)

- ・ 教員で情報共有がなされる。「情報共有のための資料」において以下の7点が共有事項として記載されている。原文のまま、掲載する。

▶ 共有事項：

- ① 学校として目指すのは再発防止、自殺の連鎖防止である。
  - ② 学校からの報告を踏まえ、■振興局管内で組織される第三者委員会により自殺の原因について基本調査が実施される。
  - ③ 基本調査においていじめが原因という判断になれば、いじめの重大事態となり北海道教育委員会が主体の調査委員会が、より重大事案と判断されれば北海道知事の直属組織である調査委員会(実働は外部委員)が詳細調査を担当する。
  - ④ スクールカウンセラーによれば事件後4週間がPTSDを発症しやすい時期であり、この期間において本件事案を掘り起こすことは精神的に好ましくなく、静かに死を悼むのが望ましいと助言を受けている。
  - ⑤ 本校からは、再三関係生徒に個別に事情を聞かせてほしい■教育局に打診しているが、回答は時期尚早であるとのこと。過去に道立高校で発生した自殺事案で、いじめた相手の事情聴取中にその生徒が校舎4階から飛び降りたケースがあり、道教委は慎重な対応を求めている。
  - ⑥ 当該生徒と親しい関係にあった■グループ(主に○、○、以下Y組■)は当該生徒と折り返いの良くなかった■グループ(○、○、以下アンチグループ)の悪口や嫌がらせが当該生徒の死の一因と考えており、アンチグループが平然としていたり、当該生徒の死を軽く見たりするような態度、発言に対してY組■は怒りを覚えている。
  - ⑦ 遺書は無かったが、■から、当該生徒の日記代わりのようなインスタグラムの三つ目のアカウントに本人の心情が書かれているのではないかとの情報あり。当該生徒の母にお願いして、関係ありそうなLINEやインスタグラムの画面を提供してもらっている。保護者はスマートフォンごと提供しても良いと申し出ている。保護者からインスタグラムなどの情報提供を求めている。
- ▶ 今後の方針：Y組グループのX組グループに対する処罰感情は、決して好ましいものではなくむしろ間違っているという判断を持っている。元の日常に少しでも近づけ、再発を防ぐためには傷つけ合うことは望ましくないことを伝える必要がある。いつ、だれが、どのように、は未定。
- ・ 「5時間目後休み時間から6時間目のはじめにかけて」保健室にて、X組グループ3名とY組グループ3名が同室している場面に■主任と養護教諭が対応。X組グループからY組グループの生徒が公欠扱いになる件(X組グループは公欠にならない件)について■主任に質問。Y組グループの生徒1名が泣き出したため、Y組グループ生徒に別室に行くよう促した。その際に、X組生徒1名からY組グループ生徒1名がすれ違いざまに「きも」と言われたとの訴えがある。

- ・ Y組担任が、X組グループ生徒に職員室で指導。X組グループは「私たちがやったって言えばいいのですね」と一旦認めたが、X組グループの保護者から学校に苦情が入る。「ただでさえ疑われて大変なのに、うちの子たちに責任があると思っているのか」という内容。Y組グループの担任はX組グループの保護者に謝罪に行った。

■■■月■■■日(■■■)

- ・ 養護教諭は、「2時間目から3時間目の間の休み時間、5分程度」、上記の「きも」の件でX組グループ生徒1名に事実確認するも、本人はY組グループの生徒に言ったものではないと否定。X組グループ生徒には、Y組グループの生徒は、当該生徒の死により、精神的な影響が大きく授業にも出られない状況があること、そのため発言等に注意を求めた。具体的にはY組グループのことを言わない、目を合わせない、できるだけ避けることを助言。
- ・ 校長の聴取によれば、教育支援課長と主査が『自殺背景基本調査(報告)』改定案を持って来校。中身は変わらず実名がアルファベット表記に。

■■■月■■■日(■■■)

- ・ 教育局からの指示で、校長が訪問し、当該生徒保護者に『自殺背景基本調査(報告)』を提示。

2021年■■■月■■■日(■■■)

- ・ 保護者各位から当該高校宛に『自殺背景基本調査(報告)』に対しての「意見書」提出。

■■■月■■■日(■■■)

- ・ 「意見書」について、教育局にて、教育局の指導主事と教育支援課長、本庁から課長補佐と生徒指導・学校安全課の一人、そして校長で会議。意見書の項目ごとには回答せず、詳細調査の方向が打ち出される。

■■■月■■■日(■■■)

- ・ 学校及び教育局職員が当該保護者宅に訪問。いじめ重大事態として調査を行う考えを説明し、保護者の意向を確認。

■■■月■■■日(■■■)

- ・ 保護者は学校に「重大事態に関する調査」を求める考えを示す。

■■■月■■■日(■■■)

- ・ 学校提出資料によると、「重大事態発生に係る報告書について(報告)」を学校から教育局に提出されている。しかし、この報告書は発出年月日が未記入である。認知日時が「令和3年■■■月■■■日(令和2年の間違いと考えられる)(■■■曜日)午後14時00分ごろ」となっており、「上記認知日時に校長が当該生徒の自宅を訪問した際、他の生徒から当該生徒への嫌がらせや悪口があったとの話を母親から受けた。」との記載がある。

■月■日(■)

- ・ 重大事態について管理職から職員に周知。

■月■日(■)

- ・ 最終登校日（卒業考査終了）

■月■日(■)

- ・ 校長は■教育局長宛に「重大事故発生に係る報告書について（報告）」として■月■日付の報告書が提出されている。■月■日に教育局に提出したとされる報告書とは、認知日時が「令和3年■月■日（■曜日）午後5時30分ごろ」と変更されている点、「上記認知日時に校長が当該生徒の自宅を訪問した際、他の生徒から当該生徒への嫌がらせや悪口があったとの話を母親から受けた。」との記載がなくなり、「■月■日（■）以降、学校は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（文部科学省）」に基づいて、「基本調査」を実施した」となっている。また、「令和3年■月■日（■）当該生徒の保護者は、当該生徒の自殺の背景にはいじめがあったのではないかという認識を学校に示した。」と、いじめの認知についての説明が書かれている。

## (2) 初期対応・危機介入について

### ① 関係生徒への事情聴取並びに指導について

文部科学省の「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（以下、「手引き」）によると危機対応の体制について以下のような記載がある。

#### チーム編成と会議

○校長、教頭、上記担当者に、スクールカウンセラーや関係する教職員を加えた「校内危機管理チーム会議」（チーム会議）を編成し、随時開くことをお勧めします。直後は対応のほうに優先しますので、すぐには集まれないかもしれませんが、職員会議とチーム会議を合わせて1日3回※を目安にしてください。教職員の食事や休憩にも留意しつつ、力が発揮できる環境を整えてください。

○チーム会議や職員会議はなかなか集まることが難しいため、学校全体の方針や報道対応、保護者会、保護者への対応などは、校長を中心とする幹部教職員などによる「本部」で協議し、決定することになります。

○ケアの詳細は、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、関係する担任や部活動顧問などによる「ケア会議」を1日1回以上開き、統括してください。もちろん、重要事項は本部でも把握しておきます。

#### スクールカウンセラーなどの態勢

○自殺の事後対応にはスクールカウンセラー（臨時に配置されるカウンセラーを含む）やCRTなど（以下、「スクールカウンセラーなど」）による現地でのサポートが不可欠です。最初の3日間には常時複数（実務経験のあるベテランを含む）のサポートが必要と考えられます。スクールカウンセラーの派遣には各都道府県臨床心理士会が協力しています。

当部会の調査結果によると、■■■月■■■日の朝に教育局へ第一報が入り、教育局より学校へ、①外部への対応の窓口の一本化、②他の生徒の状況を把握すること、③スクールカウンセラー等の体制を検討すること、④校長と担任で当該生徒宅及び■■■へ行くこと、の4点の指示があった。また、その日のうちに教育局から2名が来校し、本庁からの指示も学校に伝えられ、学校は生徒の動揺を抑えることと、正確な事実の確認ということで教育局の指導を仰ぎながら、担任・校長とで家庭との連絡を取った。

また、第一報のあった■■■月■■■日の放課後から■■■主任が手分けして全教職員に対して、当該生徒の事故に関わって、当該生徒の様子や直接本人から聞いたことなど、原因究明につながる情報について聴き取りを実施し、教頭が集約して翌日メールにて教育局に提出している。さらに、生徒に対しては、■■■の教育相談委員に学年の状況の把握を指示し、昼休みと放課後に教頭と養護教諭と共有することを開始したとされる。

このように、学校と教育委員会との連携、さらに自殺背景基本調査を考慮した学校内部の情報収集について、比較的速やかに行われたと考えられる。

対して、生徒へのケアについては、第一報当日の■■■月■■■日より、警察からの電話と、訪問時の

保護者の話から、X組グループから悪口を言われていたこととの関連の可能性が示唆され、また 月 日に担任らがY組グループの生徒2名から、X組グループとの間で当該生徒がトラブルを抱えていたことについての情報提供を受けており、その後の関係生徒のケアと共に、加害とされる生徒たちに事情を聞き、必要な指導を行うという丁寧で繊細な対応の検討が求められた。

この状況において、「手引き」において推奨されている、最初の3日間にスクールカウンセラーやCRT（クライシス・レスポンス・チーム）などの複数の心理・福祉等の専門家の派遣の実施に関しては、 月 日の段階で教育局からスクールカウンセラーの検討指示が学校に対してあったとされる。しかし、初期の段階で学校に入ったという事実はなく、ようやく 月 日にスクールカウンセラーが学外にて当該生徒と関係の深かった2名 に面談を行ったのが最初である。スクールカウンセラーの派遣については、後の節で改めて取り上げる。

加害とされる生徒への事情聴取・指導を含む、生徒からの情報収集を目的とした面接などについても、管理職と学年団の間で、また管理職と教育委員会の間で何度か検討がなされたことが把握されたが、実際は行われなかった。

学校関係者の聴取では、X組グループに直接事情を聞き取ることにについて、教育局から静観してほしいとの指示があったと述べているのに対して、教育局関係者はまず事実を掴むことが必要であったと指摘しており、生徒への聞き取りを行うべきであったという認識であったと食い違う供述をしている。また、当該学校の教員の中でも、当該生徒が亡くなった直後から、生徒からの聞き取りを希望していたことを述べる者もいる一方で、生徒からの聞き取りに抵抗を示していた教員もいたという者もいた。当該生徒が亡くなられた状況において、加害とされる生徒たちに対して、どのような関わりをするかで現場は混沌としていたと推察される。

結果的に、X組グループに限らず、関係生徒たちに当該生徒へのいじめの有無についてなど、丁寧な調査も、この件に関わる教育的な指導も行われないうまま、卒業となってしまった。こうした消極的な関係生徒へのかかわりとなった理由として、本庁は、(ア) 当該生徒の保護者からの依頼で自殺の事実を伝えていないこと、(イ) いじめを認知していなかったことを挙げている。また、学校と教育局関係者の聴取からは、(ウ) “数年前にあった富良野の生徒指導中の死亡事故” と同じことが起こることへの懸念、(エ) スクールカウンセラーから “事件後4週間以内になるべくハレーションを起こさないことがPTSDを防ぐために必要” との助言が挙げられていた。

(ア) については、確かに 月 日、つまり当該生徒が亡くなられた翌日の朝に校長らが弔問したのち、教育局に「保護者は当該生徒の死についての生徒への周知は 伝えてほしいこと、学級以外の仲の良い生徒には個別に伝えてほしいことの意向を示した」との報告をしていると認められる。しかし、 月 日の校長らの弔問時には、当該生徒の保護者から「悪口を言っていた生徒に対して自分たちのやったことを理解させてほしい、きちんと事実関係を調べて、再発防止に取り組んでほしい」と依頼を受け、同日に教育局の指導主事に「全体での教育相談よりもX組グループを個別に呼んで指導を行う必要性」についての助言を学校は依頼している。したがって、少なくともこの時点で当該生徒の保護者からの依頼で自殺の事実を伝えていないことについて、再度確認することが十分にできたはずである。

(イ) については、少なくとも 月 日の段階で学校はいじめの可能性を、当該生徒の保護者、Y組グループの生徒や教員からの聴取、警察からの問い合わせで把握していた。学校から提供された資

料によると、●月●日に学校から教育局宛に提出された「重大事態発生に係る報告書」が存在しており、そこにはいじめの認知日時が「令和3年●月●日（●曜日）午後14時00分ごろ」と記載されている。ところが、北海道教育委員会から提出された学校から教育局宛の「重大事態発生に係る報告書」は、提出日が●月●日となっており、いじめの認知日時が「令和3年●月●日（●曜日）午後5時30分ごろ」と1ヶ月以上のずれが起きている。

北海道教育委員会は2019年6月に教師用リーフレット「いじめの正確な認知に向けて」を公表している。この中で「学校においては、些細な兆候や懸念などをいじめとして積極的に認知すること」が迅速な対応につながることを指摘している。学校のみならず、学校の設置者である北海道教育委員会が、●月●日まで認知していないとしていることは、理解に苦しむところである。

(ウ)については、当部会の調査では校長が“数年前にあった富良野の高校での生徒指導中の死亡事故”を最初に話題に出したと認識している。その後の調査で、2008年7月14日に道立富良野緑峰高等学校で1年生生徒が事情聴取の合間に4階の教室の窓から飛び降り、重傷を負った事件を指していることが確認された。北海道教育委員会から提供された新聞記事によると、この生徒は教室の窓から飛び降りる前に、友人へのメール問題について約3時間半にわたって、計4人の教員から二人一組で代わる代わる休憩を挟みながら断続的に事情聴取を受けていたとされている。そして生徒は泣き出して●の症状を起こしたため、移動した保健室で養護教諭が一時目を離した際に保健室を抜けて教室に戻り、窓から飛び降りたというものであった。

なお、同年7月20日には、道立稚内商工高等学校の2年生が携帯電話の掲示板に他生徒の中傷を書き込んだとして、計6人の教員から約3時間にわたり事情を聴取され、停学処分の連絡を受けた後、自宅で自殺を図った事件も続いたことから、当時の北海道教育委員会学校教育局学校安全・健康課長名で、各教育局長宛に「児童生徒の問題行動等に対する指導について」を通知した(2008年9月8日付)。そこには「児童生徒との問題行動等に対しては、すべての教職員が児童生徒一人一人に対して愛情をもって接しつつ、「社会で許されない行為は、子どもであっても許されない」という毅然とした指導を行う必要がある」、「指導を受ける児童生徒の具体的な状況に十分配慮した上で、当該生徒にとってもっとも適切と考えられる生徒指導が行われるよう、指導をお願い」するとして、次の4項目が挙げられている。(1)児童生徒の過度の負担にならないよう、面談や事情を聞き取る時間の配分・指導場所などを工夫すること、(2)生徒指導を行う教職員間の情報共有を行うこと、(3)必要に応じて面談に養護教諭等も加えるなど、指導に当たっての校内体制についても工夫・考慮すること、(4)児童生徒の心の状況等を十分に把握しつつ、家庭の協力を得ながらきめ細かく対応するとともに、家庭・地域・関係機関等と連携を図ること。

校長並びに学校関係者も、本庁並びに●教育局等の教育委員会関係者も、富良野の高校での事件で問題にされていることは何かについて十分に把握することなく、生徒指導を行わない理由としていたと考えられる。

(エ)について、学校関係者からの聴取において、ハレーションという言葉が何度も聞かれた。ハレーションは、少なくとも医学、心理学等で用いられる学術用語ではない。ハレーションとは、本来、写真を撮影する際に、強い光が当たった部分が白くぼやける光暈と呼ばれる現象を指すが、その派生表現として「派生して他に悪い影響を及ぼす」意味で一般に用いられる。その悪い影響が何を指しているのかについては、スクールカウンセラー、学校関係者、教育委員会関係者それぞれの資料を精査してみても微妙に異なっていた。たとえば、当事者、関係者による事件の詳細を言い合う聞き合うこ

とによる追体験、深め合うことによるPTSDリスクというニュアンスで用いられていたり、後追いの形での自殺のリスクという意味合いで用いられてもいた。いずれにしても、教育的な配慮の元での生徒指導や事情の聴取を4週間以上にわたり行わないことの理由としてハレーションという曖昧な言葉を採用することが適切であったかは、大きな疑念が残る。

資料によると、■■■月■■■日に校長、教頭及び当該生徒の担任教諭が保護者と面会した際に、当該生徒が亡くなった原因や事実の解明と、加担した生徒の反省を求めたいとする要望に対して、校長は調査をすることを伝えていたとされている。しかし、学校並びに教育委員会は、事実を知りたい、加害とされる生徒にあつては反省を求めたいとする、この保護者の思いに寄り添うことができなかつた。

とりわけ、当該生徒の保護者の意向や、いじめの認知に至らなかつたという判断を、関係生徒への生徒指導を実施しなかつた理由としていることは、教育委員会や当該学校の責任回避であり、大きな問題であると言わざるを得ない。

## ② 心のケア並びにスクールカウンセラーの派遣について

北海道教育委員会が2018年3月に発行した『自殺が発生した際の学校等の対応マニュアル』では、心のケアの準備として、「スクールカウンセラーのみならず、精神保健部局や職能団体等に援助を求め、在校児童生徒、当該保護者、教職員、保護者へのカウンセリングはもちろん、保護者会での心のケアの講話など、十分な態勢を整えます。(道教委では、要請に応じて緊急派遣を行います。)」と記載されている。その際に参照することを指示されている文科省の「手引き」には、「手引き」において推奨されている、最初の3日間にスクールカウンセラーやCRT（クライシス・レスポンス・チーム）などの複数の心理・福祉等の専門家の派遣の実施が推奨されていることは既述のとおりである。

以上を踏まえて、本件に関わる資料を整理する。

まず、心のケアとして派遣されたのは、スクールカウンセラー1名のみであつた。このスクールカウンセラーは、教育局の職員の聴取によると、「一本釣り」の形で依頼をした方であつたとのことである。

スクールカウンセラーによる生徒と教員の面談は以下の日程で行われた。

■■■月■■■日（■■■）生徒■■■名  
■■■月■■■日（■■■）生徒■■■名。教員■■■名  
■■■月■■■日（■■■）生徒■■■名。  
■■■月■■■日（■■■）生徒■■■名。

■■■月■■■日は学校外で当該生徒と関係の深かつた生徒の面談であり、学校を訪問し、面談を行ったのは■■■月■■■日が最初である。

以上のように、自殺が起きた際に推奨される最初の3日間に複数の専門家の派遣を行うことはできなかった。

次に、スクールカウンセラーの活動について検討を行う。

学校の記録によると、■■■月■■■日の放課後に「カウンセリング結果共有会議」があり、スクールカウンセラーより、①事件後4週間以内になるべくハレーションを起こさないことがPTSDを防ぐために必要、②事件を忘れさせるといったカウンセリングは現段階ではできないので、心のケアはPTSDを防ぐ方向が望ましいのではないか、との報告があつたとされる。

この情報共有の結果は、既述のとおり、その後学校による生徒の聴き取り調査を実施しない判断の材料に用いられることとなった点で、重要なコメントであったと考えられる。

スクールカウンセラー自身は「ハレーション」という言葉を、当事者、関係者による事件の詳細を言い合う聞き合うことによる追体験、深め合いを起こすことへのリスクを表現するつもりで、つまり、生徒同士の情緒的な関わりを引き出したり、強めたりする働きかけを4週間は行うべきでないという意味で使った可能性は十分に考えられる。

とは言え、学校の記録では、スクールカウンセラーの発言として事件後4週間はPTSDと診断されないにも関わらず、「事件後4週間がPTSDを発症しやすい時期」と誤った理解を導いていることも示されている。危機介入で学校支援に入る外部からの専門家は、教職員や児童生徒、保護者などの関係者に自身の用いる言葉が時に誤解や誤った受け取りをされるリスクについてよくよく配慮してコメントや専門用語の使用を行う必要がある。

次に、スクールカウンセラーが生徒に対してどのような介入を行ったのかについて、スクールカウンセラーと面談をした複数の生徒の聴取において、スクールカウンセラーとの面談が生徒たちにとって良いものであったとは言えず、疑問の残る面談内容だったとの供述がえられている。たとえば、スクールカウンセラーからカウンセリングを受けた複数の生徒たちは、当部会の聴取において、スクールカウンセラーが、生徒たちになんの説明もなく、数学の話題など面接の目的とは関係のない話を一方的にはじめ、生徒はそれを聞くばかりであったと述べている。

以上のことから、自殺直後からの心のケアの態勢において、教育局の緊急時の対応はタイミング的にも、マンパワーにおいても、そして人選においても、多くの課題が残されたと考える。

### ③ 関係生徒へのケアについて

事前に保護者から実施についての同意を得て、●●月●●日、●●日、●●日、●●日、●●日に「●●一斉教育相談」が実施された。これと並行して、Y組グループの生徒たちから、X組グループと学校で顔を合わせるのが辛い、自殺に追い込んだくせに笑っているのが許せない等の相談があったという。

他方で、●●月●●日の情報共有会議にて、X組グループの一部より、当該生徒が亡くなった件が自分たちのせいにされていて辛いとX組担任に相談があったことも報告されたあたりから、X組グループとY組グループそれぞれの対応とケアをいかに行うかが学校における懸案となった。同●●日の管理職と養護教諭の情報共有の場でもX組グループの孤立への緊急的対応の必要性が議論され、両者の間への介入が検討されることとなった。

関係生徒からは、生徒同士で話をしたいという希望も教師に対して出ていたが、そのような場は設けられることがなく、両者の接触を避ける目的で、授業に出られないY組グループの生徒たちは公欠扱いとして、用意した別室で過ごすことを認めた。一方でX組グループの生徒たちについては同様の対応は認められず、授業に出ないことは欠席扱いであった。

●●月●●日の教員の情報共有の場では、Y組グループのX組グループに対する処罰感情は好ましいものではなく、むしろ間違っているという判断を共有し、元の日常に少しでも近づけ、再発を防ぐためには傷つけ合うことは望ましくないことを伝える必要があると話し合われた。しかし、関係生徒たちにどのような働きかけを行うかについては具体的にはならないままであった。



このような状況の中で、●月●日に、保健室でX組グループとY組グループの生徒たちが顔を合わせた中で、X組グループの生徒から、Y組グループの生徒だけが公欠扱いになることについて、●主任に訴える事態が生じた。Y組グループ生徒の一人が泣き出したため、Y組グループに別室に移動するよう促したところ、すれ違いざまにX組グループの生徒が「きも」と言った、聞こえたというトラブルが生じた。それが原因でX組グループの生徒が職員室に呼び出され指導され、その対応に疑問を持った保護者から学校に電話があり、指導した教師が謝罪に行くということになった。

管理職の聴取においては、●生徒を呼びだし、指導を行うことも検討していたとのことであったが、これも第三者委員会（当調査部会）の立ち上がりを待つことと●教育局から求められたという認識であった。以降、両グループを分離する形での指導を継続し、両グループの間の関係修復に向けた取り組み、関係生徒たちへの組織的な教育相談や生徒指導等の教育的な働きかけはなされないまま、卒業となった。

学校は生徒全員への教育相談が行われたにもかかわらず、継続的に相談ができるような体制を学校全体として整えていたとはいえ、生徒同士の接触を避けるという対応のみを行っていた。

他方のグループの生徒と「一緒に」授業を受けたくない」という生徒の希望は、「授業を受けたくない」というものではなかったにもかかわらず、一方の生徒が授業を受け、もう一方が別室で授業を受けないで過ごすという対応となった。

このことにより授業を受けている生徒が不満を持ち、更なる対立を生み、否定的な発言が増えたことも推察される。また別室にいた生徒が何らかの形で授業を受けるという方法を検討された形跡もないことから、生徒の授業を受ける機会を保障することができなかつたともいえる。

### (3) 『自殺背景基本調査（報告）』の作成と保護者への提出について

#### ①『背景基本調査』の実施と報告書の作成について

『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）』（以下、『背景調査指針』）によれば、背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、万が一子どもの自殺または自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校及び学校の設置者が主体的に行う必要がある、ものとされる。

「基本調査」は、自殺または自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査である。設置者の指導・支援のもとで基本調査の主体は学校が想定されており、当該事案の公表、非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理する。状況に応じて、亡くなった子どもと学級や部活動などにおいて関係の深かった子どもへの聴き取り調査も、保護者の了解を必須として、適切に実施するものとなっている。

制度上において、学校の設置者は、基本調査の報告を受けて、詳細調査への移行を判断する。その際には、第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家の意見を求めたりして、その意見を尊重することが望ましいとされる。詳細調査への移行の判断については別のところで詳しく述べるが、本来は、すべての自殺事案について心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれるものであり、それが難しい場合でも、少なくとも(a)学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合、(b)保護者の要望がある場合に詳細調査に移行することになっている。つまり、「いじめ」が背景に疑われる事案では、必ず詳細調査に移行する判断がなされることになっているのである。

基本調査として、事案が発生（認知）したその日から開始すべき対応として、①保護者との関わり・警察・行政機関・医療機関等の関係機関との協力等、②指導記録や学校に残されている亡くなった子どもの所有物や作品等の確認・保管、③全教職員からの聴き取り、④亡くなった子どもと関係の深かった子どもへの聞き取り調査（ただし、状況に応じて適切に実施）が挙げられる。特に保護者との関わりにおいては、①亡くなった子供を最も身近に知っている保護者の協力が背景調査の実施に不可欠であること、②保護者が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行うこと、③あらゆる情報も早急に知りたいという保護者の切実な心境は自然なことである一方で、自殺という重篤な事態に、関係者が心理的に不安定になったり、憶測に基づくうわさが出回ったり、調査の進展には困難が生じることも多いこと、④調査で集まってきた情報はどの段階でどの程度説明できることになるか、背景調査において具体的にどんな困難があるのかなど、あらかじめ説明しておく姿勢が重要であることが挙げられている。

基本調査の結果は、得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、整理した情報を設置者に報告する。なお、いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態の対処として、重大事態の発生の報告が必要である。この場合、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ重大事態発生について報告する。

また、学校及び学校の設置者は、とりまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について「適切に」保護者に説明することとされている。学校生活におけるトラブル等が認知された場合、事実関係の整理に時間を要することもありうるが、必要に応じて適時適切な方法で、経過説明があるこ

とが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行うこととなっている。

以上が、自殺背景調査における「基本調査」の概要である。

## ②当該学校での「基本調査」の実施過程について

次に、本件での「基本調査」の実施過程を時系列に追ってみたい。まず、本庁並びに教育局の指導・支援のもと、第一報のあった〇月〇日には全教員に生徒の自殺に伴う教員への緊急聴き取りが、さらに〇には〇への聴き取りが実施された。主に校長とY組担任が、当該生徒の保護者とコンタクトをとり、情報の収集を行なった。これらの情報をもとにして教頭が執筆を担当して、〇月〇日に『自殺背景基本調査（報告）』が学校から教育局に提出された。同〇日に教育支援課長と主査が当該学校を訪問し学校に対して改訂案を渡した。この改訂案は実名がアルファベット表記に修正されている程度で、特に内容の修正は行われなかったとされる。

同〇日に、教育局からの指示で、校長が当該生徒の保護者宅を訪問し、保護者に『自殺背景基本調査（報告）』を手渡した。ここまでの過程で、当該生徒の保護者に対して基本調査に関する中間の説明をしたとされる記録や供述は得られていない。なお、〇月〇日に北海道知事宛に提出された重大事態発生に係る報告書においては、いじめの認知日時が〇月〇日となっており、ここまで当該学校並びに北海道教育委員会は、いじめを認知していなかったということになる。

2021年〇月〇日付で、保護者から当該学校宛に『自殺背景基本調査（報告）』に対する意見書が提出され、そこでは、「当該生徒の素行の悪さ」「一方的な攻撃的ではなく対立構造」「保護者の印象の悪さ」を印象付けようとしている節が見られ、学校側の都合の良い書類になっていること、保護者はこの報告書を見て大変落ち込んだこと、保護者の意見を踏まえて再確認と訂正を要求することなどが述べられていた。

この意見書に対して〇月〇日に教育局の指導主事と教育支援課長、本庁から課長補佐と生徒指導・学校安全課の職員が1名、そして校長で、教育局にて会議を開き、意見書の項目ごとには回答をせず、従って保護者からの訂正の要求には応じず詳細調査の移行の方針を打ち出した。

その後、〇月〇日には、いじめの重大事態に関する調査を行う考えを説明し、翌〇日に当該生徒の保護者は学校に「いじめの重大事態に係る調査」を求める考えを示したとされる。なお、これを受けての重大事態発生に係る報告書では、認知日時が当初学校から教育局に提出されたものとは異なっていることは先に述べた通りである。

## ③本事案における基本調査の問題点

以上の経緯から、当部会として『自殺背景基本調査（報告）』の作成と保護者への提出に関する問題点を指摘する。

第一に、『自殺背景基本調査（報告）』の作成において、作成者である教頭は保護者にこの報告書が渡されることを意図せず執筆をしていたことと、その確認をしないままに本庁並びに教育局は保護者への提出を指示したことが挙げられる。

聴取の中で教頭は、北海道教育委員会並びに背景調査委員会に向けて作成した、いわば内部文書と考えていたため、そのままの形で保護者へ提出されたと聞いて青ざめたと述べている。教育委員会関係者の供述でも、この報告書を保護者に渡すことへの戸惑いや驚きが語られている。

そもそも背景調査においては調査着手からできるだけ1週間以内のうちに、保護者に説明を行うこ

とになっているが、報告書の提出まで保護者への説明をしたとの記録がないことも考え合わせると、本庁並びに教育局は、明らかに保護者への配慮を怠っていたと言わざるを得ない。また、当該高校においては、たとえ内部資料としてであったとしても、保護者に途中経過を説明しつつ、保護者の心情に配慮した中で調査を行うべきである。

さらに保護者への報告を文書によって行うべきかどうかを検討する必要があると考える。たとえば、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」には、情報の発信について、外部に出せるものは何なのかを明確にし、保護者、子ども、マスコミなど対象によって説明がちぐはぐにならないことへの配慮とともに、「また、文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容、質問があってから説明する内容などに分けておくことも大切」であることが指摘されている。■月■日の段階で、本来であればいじめの認知ととらえて良い条件が整っていたのだから、その段階で保護者へ『基本調査』で知り得た内容を口頭で説明し、詳細調査に速やかに移行する旨を説明することもできたはずである。たとえその後にいじめ重大事態としての調査に切り替わったとしても、関係生徒の卒業前に専門家チームによる聴取などの調査に着手できた可能性は高かったと考えられる。

第二に、調査の手法についてである。当部会による聴取において、背景調査に発言が記載されている供述をした教員並びに生徒は、基本調査の資料として用いられることの説明と同意を受けておらず、さらには『自殺背景基本調査（報告）』の自分の供述引用部分さえ、確認していないことがわかった。この報告書の供述の引用の中には、自殺の保護者の指摘は適切であると思われる記述や、なぜこの部分を引用したのか、その意図を疑いたくなるような当該生徒の評価に関する記述などが散見された。発言者への事前事後の説明と同意は、保護者の無用な傷つきを守るだけでなく、また発言したとされる者の社会的な信頼を守ることにもつながる。

第三に、『自殺背景基本調査（報告）』に対する保護者からの意見や修正の依頼を受け入れなかったことについてである。『背景調査指針』には「保護者が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う」ことが明記されており、明らかにこの指針から逸脱した対応であり、遺憾である。

#### (4) いじめ重大事態の申立てに至る過程について

##### ① 自殺背景調査から詳細調査、あるいはいじめ重大事態に係る調査への移行

『背景調査指針』では、「基本調査から詳細調査への移行」については次のようになされることとなっている。①移行の判断主体は、基本調査の報告を受けた学校の設置者である。②すべての事案について心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれるが、難しい場合は少なくとも (a) 学校生活に関係する要素 (いじめ、体罰、学業、友人等) が背景に疑われる場合、(b) 保護者の要望がある場合に移行する。また、詳細調査に移行するかどうかの判断は第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましいとされる。

詳細調査の組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者から構成されるもので、調査組織立ち上げには時間を要することから、速やかにかつ切れ目のない調査実施の必要性から、平常時からの組織設置が有効であるとされる。また、設置者は、学校から基本調査の結果の報告を受け、詳細調査への移行を判断する際に併せて、詳細調査の組織の設置まで更に1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、この時点で詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施するかどうかを速やかに判断する。アンケート調査や聴き取り調査は、詳細調査において、専門的な見地から適切かつ計画的に実施されるべきである一方で、アンケート調査や聴き取り調査は可能な限り速やかに開始することが望ましいとされる。

なお、北海道教育委員会が平成30年3月に独自に作成した『自殺が発生した際の学校等の対応マニュアル』(以下『道マニュアル』)では、「道立学校における事案については、基本調査の報告を受けた教育局が調査委員会(意見聴取会)を主催し、詳細調査に移行するかどうかを判断する」と記載されている。当時、■■■■教育局においては、大学教員、弁護士、精神科医、臨床心理士などの専門家からなる4名の委員から構成される「子供の自殺が起きたときの背景調査」に係る意見聴取会が設置されていた。

##### ② 本事案における自殺背景調査からいじめ重大事態に係る調査への移行の経緯と問題点

さて、本件においては、(1)当該生徒が亡くなった直後( ■■■■月 ■■■■日)から、学校生活に関係する要素、とりわけいじめが背景に疑われており、この段階でいじめ防止対策推進法による対応が法律上義務づけられている。『背景調査指針』の「基本調査」と「詳細調査」はいじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の調査に当たるとされ、組織を設けての調査(詳細調査)は必ず行わなければならない状況にあった。(2)背景として疑われているいじめに関係する生徒たちは3年生であり、卒業までの期間が短いため、生徒へのアンケート調査や聴き取り調査の計画と実施に向けた適切な判断が早急に求められる状況にあった。この判断について、■■■■教育局において設置されている調査委員会である意見聴取会に意見を求めるべきであったと考えられる。(3)また、背景調査の実施、並びに重大事態による調査部会による調査についての意向の聴取、協力の依頼について、当該生徒の家族、並びに当該学校の教職員にも十分に整理して説明し理解を求める必要がある状況にあった。

まず(1)にかかわり、当部会の聴取によると、学校並びに教育委員会は、本件発生当初からいじめの重大事態となる可能性が高いと認識していたとのことである。つまり、令和2年 ■■■■月 ■■■■日の段階でいじめの疑いのある事案として教育委員会は少なくとも「詳細調査」を行わねばならない事案であるとの認識を持っていたことになる。この時点で、いじめ防止対策推進法による対応が法律上義務づけられているのであるから、重大事態としての報告を早急に検討する必要があったと考えるが、「重大

事態発生に係る報告書」が提出されるのは、●月●日といじめの疑いの把握から10週間も経ってからということになっている。

当部会の聴取において教育委員会関係者より、詳細調査を進めるか、それともいじめの重大事態の調査に切り替えるか選択しないといけないという主旨の供述がなされている。しかし、選択の余地はなく、すでに重大事態であり、学校の設置者である北海道教育委員会が主体となって、詳細調査を進めていかねばならない。また、これは学校の設置者である教育委員会がすべき判断であり、当該生徒の保護者の意向に配慮することはあっても、選択を委ねることは責任転嫁と言わざるを得ない。

生徒への聴き取り調査を行わなかった理由を当部会から照会した回答文書において、北海道教育委員会は、基本調査は令和2年●月●日で終了していたことと、いじめの認知をしていなかったことを挙げている。しかし、これは『背景調査指針』に従ったものではないことは明らかである。「いじめの認知」は詳細調査を行わない理由にはならない（「いじめの疑い」で詳細調査を行わなければならない）。さらに、基本調査の段階で聴き取り調査は行うことができるし、とりわけ詳細調査を行う組織体制づくりに1週間以上更にかかるようになるならば、主体的に聴き取り調査を行うことを検討する必要がある。

次に(2)について、すでに述べた通り、背景として疑われているいじめに関係する生徒たちは3年生であり、卒業までの期間が短いため、生徒へのアンケート調査や聴き取り調査の計画と実施に向けた適切な判断が求められる状況にあった。この判断について、●教育局において設置されている調査委員会である意見聴取会に意見を求めるべきであったと考えられる。

この意見聴取会の委員の一人によると、令和3年●月●日(●)13:00、●教育局が委員の勤務先に『自殺背景基本調査(報告)』を持参したと記録している。教育局が作成した資料には、「子供の自殺が発生した際の背景調査に係る意見聴取会」の日程が●月●日(●)14:00～●振興局●会議室予約済み」との記載が確認できる。しかし、この意見聴取会は実際には行われなかったという。●月●日(●)●に、教育局がこの委員の勤務先を訪れ、当該事案が重大事態に移行することを決定したとして、いじめ調査部会の臨時委員の依頼があったとされる。ここまで、重大事態に移行するに至った経緯の説明や、生徒への聴き取り面接の是非等について意見聴取は一切なかった。

北海道教育委員会と教育局は、自身が独自に作成した『道マニュアル』には従わず、意見聴取会の委員に意見を求めることなく、重大事態に移行したと考えられる。

(3)については、まず当該生徒の家族への意向の聴取にかかわり、令和3年●月●日(●)17:30～19:00に当該学校の校長が、保護者宅を訪問した際に、基本調査の結果について意見書という形で取りまとめられたものを当該生徒の保護者から渡された。その翌日の●月●日(●)に、教育局が当該学校を訪問した際に、校長が受けた印象として、当該生徒の保護者には基本調査、詳細調査、重大事態の調査の区別が付いておらず、今回手渡した基本調査の文書を最終報告として受けとめているようであったとある。

また、教職員への背景調査と重大事態の調査に関する説明についても、学校が作成した記録によると●月●日(●)に教育局の関係者(教育支援課長、主査、指導主事)と学校関係者(校長、教頭、養護教諭)で、北海道教育委員会発行の『道マニュアル』を職員配布資料として学校側は受け取り、次のような指示があったと記録に書かれている。関連の内容を記録のままに引用する。

・マニュアルに沿った対応として、まずは自殺の背景調査委員会（各振興局ごとに設置）に報告するための基本調査を実施、その後、委員会での検討を経て、詳細調査に移行。

・詳細調査の主体は道教委の場合と知事直属のいじめ重大事案審議会との2パターンあり。

・現在は基本調査のため、まずは生徒の全員面談から聞き取れる内容を集約、ハイリスク生徒を外部カウンセラーに依頼する形で動いてはどうかと局から提案。

中略

・基本調査として慎重に面談を進め、おおむね年内いっぱい素材集めと考えるべきでは、との話が主査よりあり。

翌日の■■■月■■■日の朝の打ち合わせに局提供の資料をもとに今後の動きについて連絡をしているとされる。学校側の理解もまた、不十分であることは明らかである。

以上の状況に対する対応の経過を追う限りにおいて、学校のみならず、教育委員会や教育局においても『いじめ防止対策推進法』や『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』並びに『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に基づいての共通理解がなされていないとともに、そこでマニュアルやガイドラインに沿って行うと説明したことが実行されていなかったと認められる。

保護者への基本調査後の説明も、教職員への制度の周知についても、不十分、不正確であった可能性は否定できない。法やガイドラインについて、おそらく詳しくはない保護者に、道教委・■■■教育局・学校が重大事態調査に移行する旨を伝えれば、基本調査の報告をめぐる不誠実な対応に失意と混乱の中にいたことが推察される保護者が、10週間前に提案されてもおかしくない重大事態調査への移行を了承するのは自然なことと思われる。

## IV 本事案を踏まえた再発防止の提言

### 1 当該学校が講ずる措置

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の見直しと情報公開

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとなっている。その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みが体系的・計画的に行われるよう、包括的な取り組みの方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」）が必要であるとされている。

また、同法第22条では、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定している。そこには、この組織の構成員について、「複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者」が挙げられており、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することが期待されている。

当該学校のホームページに掲載されている、当該生徒が亡くなられた後に改定されたとされる「学校いじめ防止基本方針」である「          高校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」（令和4年      月      日改訂）では、その基本方針として、          という文言が掲げられている。また、いじめ対策組織として、「いじめ対策委員会」が設置され、委員会の構成員として「          」が挙げられており、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の記載はない。さらに年間の学校教育活動全体を通じて、具体的に設定されているのは、      月と      月のアンケート調査の実施のみである。たとえば、いじめ予防の取組として「          」とあるが、令和4年度の年間行事予定表には位置付けられていない。また、「          」についても、令和3年度、4年度の当該高校のPTA総会議案書の事業報告を見ても、いじめに関わる行事等がなされていることは確認できなかった。これでは、学校いじめ防止基本方針が、果たして今回の当該生徒の死の反省に立ったものになっているとは言えない。

#### (2) いじめ対策組織の実効的運用

Ⅲの3-1.(2)②で一連のいじめ事象に対する当該学校の対応について考察した通り、当時当該高校において、いじめ防止対策推進法第22条に定められている学校いじめ対策組織が実質的に存在せず、代わりとされる組織も学校いじめ対策組織として求められている実行可能な機能を果たしてはいなかった。現在もなお、当該高校の学校いじめ対策組織は、今回の当該生徒の死の反省に立ったものになっているかどうか、明確な情報公開がなされているとは言えないことは、先に触れた通りである。

いじめが疑われる些細な兆候や懸念について、一人の教職員が抱えてしまうことや、組織的な対応の開始の判断を生徒に任せることなく、学校自ら主体的な形で組織的対応ができるような体制を整える。さらにいじめの疑いに関する情報に限らず、生徒指導や教育相談に関しては校内の組織的な対応のみではなく、家庭の協力も得ながらきめ細やかに対応する必要がある。

これら組織的対応を行うためには、一人ひとりの教職員がいじめの定義について十分理解し、かつ



教職員自身が生徒からの信頼を得られる存在となっているかの自己点検が必要である。そしてチームとして組織的に対応するためにも平時から他の教職員との連携が円滑に進むような情報共有を心がけることが望まれる。

当該高校には、教育委員会からの指導のもとで、このような事案が再び出ることのないように、今一度、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本方針を踏まえ、具体的で、実効性のある学校いじめ対策組織づくりとこの組織が主体となった形での、いじめならびに自殺防止への取組みの実行を強く要望する。

### (3) 緊急対応時における積極的な生徒指導

#### ① 最初3日間からの外部からのサポート態勢の構築

Ⅲの3-2.(2)で指摘した通り、本事案に関しては当該生徒が亡くなった直後より、いじめの可能性が疑われる情報が学校にも認知されていた。このようにいじめを認知した際や生徒が亡くなった際には文部科学省の「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」に則り、直後より複数の外部専門家の活用が必要である。

とりわけスクールカウンセラーの派遣については、上記「手引き」に示されている通り、たとえば、北海道臨床心理士会に緊急時の支援に適した人材の推薦などを求めるなど、教育局と連携して迅速な人材確保を行うべきであったが、実際にはスクールカウンセラー等の派遣は「手引き」に従った形では行われなかった(Ⅲの3-2.(2)②を参照)。

自殺やいじめなどの予防ならびに緊急対応については、平時からの備えなく、実施することは不可能である。このような緊急支援が必要となる事態が生じた際に、どこに、誰に外部サポートを要請することができるのかなど、具体的な準備がなされていることが重要である。また、それを生徒・保護者や関係機関と共有していることが、早期発見などの予防につながると考える。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの定期的な派遣の一層の充実など、いじめや自殺のリスクに気づいた生徒・保護者や教職員などが学内外の適切な機関と繋がりやすくなる体制の整備(派遣回数増加や生徒や教職員への周知など)も重要である。

#### ② 重大事態時における学校による生徒への指導とケア

同じくⅢの3-2.(2)①では、加害とされるX組グループに限らず、関係生徒たちに当該生徒へのいじめの有無についてなどの丁寧な調査に関しても、また、この件に関わる教育的な指導に関しても当該高校は消極的な姿勢に終始していたことを指摘した。また、Ⅲの3-2.(2)③では、X組グループとY組グループの間での接触を避ける対応に終始し、学校組織として生徒の主張に耳を傾けたり、両グループの対話を検討するなど、積極的な取り組みはなされることなく、対立ばかりが深まる中で卒業を迎えることとなり、その学校の消極的な生徒指導並びに教育相談のあり方の問題を指摘した。

この点については、外部からの助言、とりわけ教育委員会の指導のあり方についての問題も大きいと考えられる。それにしても学校の組織として、日頃から生徒との信頼関係をどのように醸成していくのか、生徒への指導とケアについて怠らない教師の姿勢をどうバックアップしていくかについて、研修等で研鑽し、議論しあうことが求められる。

## 2 教育委員会が講ずる措置

### (1) 文科省「いじめ防止等のための基本方針」(以下、「基本方針」)に則った学校の組織体制への指

## 導助言の徹底

道内の大多数の学校において、学校いじめ防止基本方針がホームページ等で公開されるようになった。しかし、当該事案のような重大事態の調査を行なってみると、公開されている学校いじめ防止基本方針が、「教職員がいじめを抱え込まない、組織として一貫した対応」「児童生徒及び保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えること」「いじめの加害者への成長支援につなげること」といった「基本方針」の意義に沿った形で実行されているのか、疑念を抱かざるを得ない。

教育委員会には、学校いじめ防止基本方針について、各学校が以下の点について実行されているかを確認し、指導助言を徹底されたい。

- ① その検討段階から、保護者、地域住民、関係機関等の関係者との協議を重ね、これらの関係者の参画を得た方針になっているか？
- ② いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりについて年間の学校教育活動への位置付けがなされ、実行されているか？
- ③ 具体的な指導内容のプログラム化（学校いじめ防止プログラム）がなされているか？
- ④ 早期発見・事案対処のマニュアルが整備されているか？
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針の評価について、学校いじめ対策組織を中心にした点検が実際に行われ、必要に応じて見直しを行なっているかどうか？
- ⑥ 学校評価において取り組みの実施状況が評価項目に位置付けられているか？そして、達成目標の設定と評価、そして改善が具体的に行われているか？
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針について、入学時、各年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明が実際になされているか？

### (2) 学校いじめ対策組織を中核とした組織的な対応の徹底

学校いじめ対策組織は、いじめ防止対策推進法第22条に「学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものとその他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。」と法に位置付けられたものである。しかし、当該事案においては、これが平時にも緊急時にも十分に機能することができなかった。

このことを踏まえて、教育委員会には、次の点について学校においてその組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行うという「基本方針」に沿った対応の徹底を求めたい。当該事案の調査で、とりわけ、課題となったのは、次の点であった。

- ① 学校関係者とは異なる外部の視点を持った専門的な知識を有するものとその他の関係者による組織体制
- ② 児童生徒及び保護者に対して、組織の存在・活動が容易に認識される取り組みの実施
- ③ 早期発見・事案対処に向けて、いじめの疑いに関する情報（特に対人関係のトラブルに関する情報）や問題行動について、情報を収集し、それらを記録し、共有すること
- ④ いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みも含む情報を迅速に共有すること
- ⑤ 被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導体制・対応方針の決定、保護者との連携
- ⑥ 「基本方針」に基づく各種取り組みの実施（具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正、校内研修の企画・計画的実施、方針が適切に機能しているかの点検と方針の見直し）

### (3) 自殺背景調査といじめ重大事態調査に移行する流れについての精査

当該事案において、Ⅲの3-2(3)、(4)で指摘したように、学校のみならず、教育委員会(本庁・局)においても『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)』並びに『いじめ防止対策推進法』や『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に基づく基本的な理解と、理解の共有が十分になされていなかったことで、調査段階においてさまざまな問題が生じたばかりか、当該生徒の家族に不必要な混乱や動揺、そして苦痛を与えることになった。

また、調査の実施においても、当該事案に係る生徒への聴き取り調査を「第三者による調査」に押しつける形でその機会を逸し、教育的ならびに心理的なケアという面においても、「配慮」の名のもとに教育の機会の提供を怠り、生徒同士の交流を分断することで相互の悪感情を強化したまま、卒業となってしまった。加えて、いじめ・自殺予防等に必要な指導や支援すべてに関して遅れをきたしたと言える。

以上のことを踏まえて、次の3点を提言する。

- ① 『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)』をあらためて精査し、北海道教育委員会が平成30年3月に独自に作成した『自殺が発生した際の学校等の対応マニュアル』を、当該事案の反省に立って、修正を行うこと。

具体的には、「道立学校における事案については、基本調査の報告を受けた教育局が調査委員会(意見聴取会)を主催し、詳細調査に移行するかどうかを判断する」点について、『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)』に則るのであれば、(a)すべての事案について心理の専門家などを加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる、(b)しかし、それが難しい場合は少なくとも(ア)学校生活に関係する要素(いじめ、体罰、学業、友人等)が背景に疑われる場合、あるいは(イ)保護者の要望がある場合には必ず詳細調査に移行する。(c)詳細調査に移行するかどうかの判断は第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが“望ましい”。(d)しかし、上記①の通り、すべての事案について詳細調査を行うことが望まれるという前提に立ち、上記②の通り、当該事案のように学校生活に関係する要素が最初から背景に“疑われる”場合には、基本調査の結果報告を受け(報告は文書である必要はなく、このような“疑い”の報告で充分であると調査部会は考える)、アンケート調査や聴き取り調査の実施の判断を可能な限り速やかに行うことができるものとするなどである。

- ② 自殺背景調査、ならびにいじめ重大事態調査の進め方については、『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)』並びに『いじめ防止対策推進法』や『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』などの資料を確実に把握していることが必要であることから、学校の管理職及び教育委員会の生徒指導担当者等を対象に、共通理解を深める研修の実施が必要である。
- ③ 上記②の研修に基づいて、教育委員会が率先して、各学校の校内研修において、わかりやすくこの共通理解を伝達し、緊急事態への対応の充実を図れるよう指導・支援をする

### (4) 学校による主体的ないじめ調査に係る研修：スクールロイヤー制度との連携の推進

いじめ調査に関しては、学校における教育課程とは異なる視点が必要であることから、その研修にあたっては、学校や教育委員会ではない外部の視点を導入することが肝要である。特に当該事案で

は、初動において外部の視点が十分生かされなかったこともあって、調査が不十分となった経緯がある。その点を考慮すると、文部科学省や日本弁護士連合会、各弁護士会の連携により導入されつつあるスクールロイヤー制度との連携を進めていく選択肢も検討すべきである。

スクールロイヤー制度への弁護士の登録は、各弁護士会において急速に進んでいる状況にあり、スクールロイヤーを活用した、いじめ防止に向けた活動が本格化している。スクールロイヤー制度は、個別のいじめ問題に対する関係者へのアドバイスの他、いじめ予防授業等の実施を主として想定していたものであるが、それに限らず、将来的に教育の主催者側が抱える調査にあたって留意すべき点などについて、スクールロイヤーを活用して、外部の立場から調査の研修を行うことがより効果的であると思われる。

いじめは、教育問題であると同時に法律問題でもある。その意味で外部の法律専門家が予め研修等に関わることができれば、初動における各関係者間の混乱を多少でも減らすことが可能である。

#### (5) 関係生徒等へのケアにおけるスクールカウンセラーの緊急派遣の体制づくり

本章IVの1(3)に記した通り、本事案では当該生徒が亡くなった後のいじめの認知となったが、いじめを認知した際や生徒が亡くなった際には、その直後より複数の外部専門家の派遣を行い、専門的な立場からの助言や支援を得て、関係生徒等へのケアを行うことが必要である。

とりわけ、スクールカウンセラー等心理や福祉の専門家の派遣については、緊急事態が起こってから3日間の緊急対応が重視されること、さまざまな要請に対応するために後方支援も含めた複数の専門家チームによる対応が効果的であることから、文部科学省の手引きにもあるように、北海道臨床心理士会をはじめとした職能団体に緊急時の支援に適した人材の推薦などを求めることが必要である。

さらに予防的な観点に立てば、平時からスクールカウンセラーの積極的な活用が望まれる。そのためにも平時においても、緊急時においてもスクールカウンセラー積極的な活用と十分な活動が可能となるための予算の確保が必要である。

教育委員会は児童生徒の心のケアのための外部専門家を活用する体制について、他の都道府県の体制と比較し、最低でも同等の体制がとれるような十分な予算の確保が期待される。

#### (6) 当該事案に関係した卒業生への本報告書の提示と教育的な関わりについて

すでに繰り返し述べている通り、当該事案の関係者であるX組グループの生徒たち（以下、関係生徒）からの聴取ならびに、彼らへの教育的な指導について、当該学校も、教育委員会も十分に手がけることなく、そして私たち調査部会においても、聴取について協力を得られることのないままに、この報告書を提出しなければならない状況にある。

以上のことを鑑みて、学校の設置者である教育委員会には、何らかの形で本報告書あるいはその概要を関係生徒に提示し、彼らの意見の表明の場を与えるとともに、学校教育の立場から彼らの成長支援につなげる働きかけを行うことを求める。このことは、当該生徒の家族の要望であることも付言する。

#### (7) 本提言に係る検証の取り組み

上記の提言の中には、過去の事案に関する調査部会による調査報告書でも提言した内容が少なからず含まれていると認識している。

以上の提言、並びにこの後の調査部会のあり方に係る提言が、どのように当該学校並びに道内の各種学校、教育委員会において具体的に生かされることになったかについての検証報告を求める。

### 3 本調査部会のあり方に係る提言

最後に当該事案の調査を遂行するにあたって課題として浮き彫りになったのは、次の3点である。

①調査の開始から報告書作成までに長期間を要すること、②調査実施に係る作業内容量にマンパワーと手当てが見合っていないこと、③調査の性質上、第三者委員会と名乗ることに躊躇があること。これらの課題の解決に向けて、以下に提言を行う

#### (1) 調査部会委員の仕事内容について

いじめ調査部会の活動・作業を大きく分けると、①会議出席、②聴き取り調査、③事案に関する資料の整理と読込み、④調査対象者への調査日程の調整などの事務、⑤報告書の作成が挙げられる。

活動の①会議出席と②聴き取り調査については、手当や旅費等が出るが、それ以外は無報酬である。委員はそれぞれの専門家として通常業務を行いながら、いじめ調査部会の委員活動をしなければならず、平日夜間や休日・祝日の時間を活動に充てざるを得ない現実がある。

また、④の調査対象者との調整などの事務作業に際して、メールアドレスの取得、電話の使用について教育委員会からの適切なサポートが得られていない。

現在、聴き取り調査の反訳（逐語記録作成）作業は、北海道教育委員会の特定の職員が守秘を前提に行なっている。この特定の職員も、調査部会委員と同じく、日常的な業務外で反訳作業に従事しているため、反訳が調査部会に提出されるまでに数週間から数ヶ月かかることもある。さらにこの反訳が正しく行われているかについても調査部会でチェックを行う必要がある。

報告書提出までの時間の短縮とともに、いじめの調査においては、今後ますます独立性、第三者性が社会的に求められる状況を考慮して、本調査部会は反訳作業の外注を求めたが、予算がないことを理由に教育委員会からは断られた。また、資料についても、調査対象者でもある教育委員会が聴き取り調査のデータの管理を行なっている点、また調査部会の委員は調査資料を教育委員会に預けるか、各自で保管せざるを得ない現状も情報管理という点では大きな課題である。

以上をまとめると、調査部会の活動に関して、次の4点に関する検討と解決に向けた具体的な取り組みが求められる。

- ① 委員の責務、活動量、仕事内容の性質に見合った人員の確保、並びに報酬、交通費、宿泊費等の予算の確保
- ② 調査部会専用のメールアドレス、携帯電話などの支給
- ③ 反訳作成の外注化
- ④ 調査資料を保管・管理する空間の確保

#### (2) 卒業後の関係者への聴取について

本事案において、さらに長期化の要因となったのは、卒業した後の関係者に聴取を要請しなければならないという点であった。

卒業生への連絡について、当初教育委員会から提示されたのは、当該高校から郵送によって関係者

に調査依頼を行う方法であった。この方法では、時間的なロスも大きいばかりか、調査対象者を通しての依頼となる点でも課題が多い。北海道教育委員会以外の学校の設置者による事案では、関係者の連絡先を調査部会が当該学校あるいは学校の設置者から提供を受けて、直接に連絡を取るケースもあると聞いているので、今後卒業後、時間を経過してからの重大事態の申し立てが生じることも考え合わせると、調査部会から直接に連絡が取れる形を検討することが求められる。

### (3) ■ いじめ調査部会による調査について

重大事態への対処として、(ア) 道立学校は北海道教育委員会の附属機関である北海道いじめ問題審議会。(イ) 市町村立学校においては、市町村長の附属機関（命名は各市町村によって違うが、いじめ問題審議会と近い）。(ウ) 私立学校においては、知事の附属機関である北海道いじめ調査委員会、が調査を行うこととなっている。

道立学校の調査を担当する北海道いじめ問題審議会の委員は、現在おおむね札幌近郊に在住、在職している者で構成されており、■北海道いじめ問題審議会の調査部会による調査は、日程調整等困難をきたすことが当初から問題となった。北海道いじめ問題審議会の調査部会として、■教育委員会からの回答では、北海道いじめ問題審議会の委員が入ることが要請され、当該事案を担当する6名の委員のうち、■北海道いじめ問題審議会の特別委員として任命するにとどまった。

これは、北海道いじめ問題審議会の内規において、特別委員は当審議会の構成員となっているため、当審議会の会議を開催するにあたり、■特別委員が多くなることで会議の成立が危ぶまれる等の運営上の理由もある。

■いじめ重大事態に係る調査を速やかに、効率的にすすめるために、北海道の広域性や規模の小さい市町村が多い地域性を踏まえ、各地域におけるいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、例えば、教育局（支庁）ごとに、いじめ重大事態調査を担う部会を設置できるなどの柔軟性のある規則づくりを求める。

### (4) 「第三者委員会」という呼称について

当該事案においては、調査部会のことを「第三者委員会」と指摘・紹介していたケースが見られたが、この点について、今後、注意を促したい事項がある。

いわゆる「第三者委員会」の意見は、何人におもねることない立場であることがイメージされ、その判断や意見が客観的なものとして尊重されることが多い。

もっとも、実際に設置される第三者委員会には、依頼者が行う内部調査のレベルから完全な第三者調査を行うレベルまで幅が広い。

この点、日本弁護士連合会では、2010年、第三者委員会が社会の期待に一層応えるために「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を策定し、第三者委員会の独立性・中立性等を踏まえた指針を策定している。これは、今後の第三者委員会のありかたについての方向性を示すものである。

翻って、いじめ調査について考えると、法令上、被害者に寄り添った調査が求められており、社会から求められる独立・中立の「第三者委員会」像とは方向性が必ずしも一致しない。その意味で、いじめ調査において調査部会のことを「第三者委員会」と紹介してしまうことにより、一般社会が持つイメージと異なった印象を持たれる可能性がある。それ故、今後のいじめ調査においては、調査部会を「第三者委員会」と説明または紹介することが良いことなのかどうか、改めて慎重に検討するのが

望ましいと思われる。

おわりに

調査の実施、報告書の作成にかかわり、さまざまな思いを抱えながらも、調査に前向きに協力いただいた関係の皆さまにお礼を申し上げたい。

特に、■■■■に、直接ご自宅に伺って、当該生徒のご両親とこの調査報告書の初稿を読み合わせた時のことが忘れられない。

調査部会委員が一文一文読み上げている途中、涙を拭いていらっしゃるご両親に「お辛いでしょから、やめましょうか」と何度か提案することがあった。しかし、そのたびに、ご両親は続けるようにと促された。2時間かけて報告書を読み終えた後、なぜあのような「自殺背景基本調査（報告）」が学校から届けられるに至ったのか、X組グループの生徒の皆さんがなぜ調査に協力できないまま卒業されたのか、それらの経緯については今回初めて知ったこともおありだったようで、驚きをもって受け止められたところもあったと話されていた。

本調査は報告書を持って終わり、本件の調査部会は解散となるが、亡くなられた生徒さんは戻ってくることはない。この揺るがしのない現実には、当該生徒とかかわりを持ってきた方々にとって、生涯に渡り、どれほどの悲しみや痛みとして留まり続けることになるだろうか。その心中は察するに余りある。

この報告書を受けて、北海道教育委員会と当該学校をはじめとした教育機関でなされる取り組みが、二度と取り返しのつかないようないじめ、そして自殺の防止の一助になることを心から祈っている。それがほんのささやかではあるが、ご両親の深い悲しみに対して報いることであると考えている。

最後に繰り返しになるが、亡くなられた当該生徒に対して改めて哀悼の意を表するとともに、二度とこのような悲劇が起こらないことを心から願う。

北海道いじめ問題審議会 いじめ調査部会委員一同





## 重大事態調査結果に係る追記について

### 1 追記の提出の経緯と趣旨

本追記は、次のような経過において提出されるものである。

- ・ いじめ調査報告書は、加害とされた当時の生徒（以下、卒業生）に対して聴取調査についての協力を、当該高等学校を通して要請したにもかかわらず、協力を得ることができないまま作成された。
- ・ 当報告書提出後の2023年4月に北海道教育委員会が当報告書の提言を踏まえて、2名の加害とされた当時の生徒（以下、卒業生とする）の保護者に、報告書の説明を行った。そのおりに、2名の卒業生の1名（ $\alpha$ さん）から調査部会に自身の主張を話したいとの要請があったことから、調査部会において検討を行い、次の理由・趣旨から、面談を行うこととした。すなわち、①当報告書の修正が必要となるような新たな事実があるかどうかを確認すべきである。そうした新しい事実がある場合には、改めて正式に聴取調査の実施を検討することとする。②卒業生は、すでに卒業をしているとしても、当該いじめ事案にかかわり、当該高等学校に代わり、教育的配慮を行う必要があると判断される。③申し立てられた当該生徒の保護者の心情に寄り添うという点で、卒業生に会うことが望ましいと判断される。
- ・ 調査部会長は、 $\alpha$ さんと対面で面談する連絡を取る中で、北海道教育委員会の説明の場には参加しなかったもう一人の卒業生（ $\beta$ さん）も話したいことがあると表明していると $\alpha$ さんからの申し出があった。そこで、 $\beta$ さんと連絡を取ったところ、対面ではなく、メールにてやり取りをしたいとの希望があり、対応することとなった。

### 2 追記の作成期日

2023(令和5)年6月15日

北海道いじめ問題審議会 いじめ調査部会 部会長 平野 直己

追記（2023年6月15日）

報告書を提出した後、2023年の4月に北海道教育委員会から、2名の加害とされた生徒（当時）の保護者に報告書の説明を行ったところ、そのうちの1名の生徒本人が調査部会に話をしたいという要望があるとの連絡を受けた。

部会長は、この生徒（以下、αさん）と対面で面談する連絡を取る中で、道教委の説明の場には訪れなかったもう一人の生徒（βさん）も話したいことがあると聞き、βさんとはメールにてやり取りをすることとなった。

αさんとは5月24日16時半から■■■総合振興局の会議室で保護者同席のもとで面談をした。βさんとは5月11日から16日までの間に何通かのメールの交換によって意見交流を行った。

αさんとβさんには、すでに報告書は提出済みであることから、今回の意見交流は、聴取面接とは考えていないが、今回の調査報告書の内容についての必要な質問を受けつけ、この事案に対する自分たちの現在の考えや意見を率直に話してほしいと伝えた。その中で調査報告書に付け加えることがありそうであれば、新たに調査として聴取の場を用意することも検討する。また、今回の話の中で聞いたことを受けて、報告書にプラスする形で追加の報告をしたいと考えていることも併せて伝えた。

二人の主張は重なる点が多かった。以下の3点に集約できる。

- ①当該生徒も、■■■中には、二人や二人の仲間たちと対等かそれ以上の力関係にあった。また、その頃にX組グループにいて、当該生徒の悪口を言っていた者がY組グループに移って、自分たちをいじめの加害者として批判していることに納得がいかない思いがある。
- ②当該生徒が亡くなられた後、X組とY組の両グループは学校から「目も顔も合わさない」よう指導を受けていたが、Y組グループからの挑発は続いていた。自分たちばかり加害者扱いされることにこの点でも納得がいかない。
- ③これまで調査部会からの要請に対して調査に協力しなかったのは、担任教諭に調査協力をした方が良いか尋ねたところ、「その必要はない」と言われたからである。

①については、調査部会も、この両グループ間にメンバーの移動があったことは把握しており、それぞれの事案については、当該生徒のご遺族からの申立てに沿って記載しているが、他にも関与していた生徒がいる可能性はあったと考えている。

②については、両グループの力関係は対立的であったことを示唆するものであるが、当該生徒とX組グループの力関係は、■■■後は当該生徒にとって苦しいものになっていたことの実事認定を変えるものになるものではない。

③については、いじめの重大事態の調査において当該学校と部会との間の信頼関係を揺るがす由々しき問題である。そもそもこうした学校の対応の問題が重大事態を引き起こしてきたという調査部会の報告書での主張の妥当性をさらに確認させる供述である。

最後に、 $\alpha$ さんと $\beta$ さんの二人は、調査部会との交流において、当該生徒が亡くなられたことについて、身内がこのような形で亡くなるのが初めてのことで、なかなか実感を持つこともできないでいたことを振り返り、■■■■時に同情としてではなく、何か声をかけてあげられたかもしれなかったと思っているなどといった言葉も聞かれたことも記しておく。

在学中に、当該学校によって丁寧な聞き取りと教育相談的な関わりがなされていれば、このような分断した形での卒業にはならなかったであろうし、ご遺族に対しても、このお二人を含む関係の生徒たちに対しても、心のケアにつながることもできたであろうとつくづく考えさせられた。

